

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月16日提出

【発行者名】 アライアンス・バーンスタイン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 阪口 和子

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町二丁目1番6号 日比谷パークフロント

【事務連絡者氏名】 岡本 元樹

【電話番号】 03 - 5962 - 9165

【届出の対象とした募集（売出）	アライアンス・バーンスタイン・財産設計	2020
内国投資信託受益証券に係るファ	アライアンス・バーンスタイン・財産設計	2030
ンドの名称】	アライアンス・バーンスタイン・財産設計	2040
	アライアンス・バーンスタイン・財産設計	2050

【届出の対象とした募集（売出） 各ファンドにつき、1兆円を上限とします。
内国投資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 ２０２０

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 ２０３０

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 ２０４０

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 ２０５０

（以下、上記ファンドを総称して「当ファンド」または「アライアンス・バーンスタイン・財産設計」という場合があります。また各ファンドを「財産設計２０２０」、「財産設計２０３０」、「財産設計２０４０」、「財産設計２０５０」という場合があります。）

販売会社によって取扱いファンドが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型、委託者指図型）の受益権です。

当初の信託元本は、１口当たり１円です。

当ファンドは、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込みを受付けた日（以下、「取得申込受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額^{*}とします。

^{*}基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、１万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に、「財産設計２０２０」は「財産２０」、「財産設計２０３０」は「財産３０」、「財産設計２０４０」は「財産４０」、「財産設計２０５０」は「財産５０」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-5962-9687（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス： <https://www.alliancebernstein.co.jp>

（５）【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（２.２％（税抜２.０％））が上限となっています。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める申込手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資コースの収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

販売会社によっては、スイッチング（乗換え）が可能な場合があります。スイッチングに関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。）

（６）【申込単位】

販売会社がそれぞれ定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。）

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は、１口以上１口単位となります。

（７）【申込期間】

2025年10月17日から2026年４月16日までです。

なお継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込代金を取得申込みされた販売会社に支払うものとします。

払込期日は販売会社が独自に定めますので、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。）

振替受益権に係る取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、アライアンス・バーンスタイン株式会社（委託会社）の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（受託会社）の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払込取扱場所は販売会社とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は以下のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、受益者が退職を迎える年（以下、「ターゲット・イヤー」といいます。）を各ファンドごとに想定し、ターゲット・イヤー以降の退職後資金形成に備えるため、信託財産の資産配分を時間経過にしたがい変更することにより、長期的な値上がり益の獲得、または信託財産の保全とインカム収益の獲得を図ることによりトータル・リターンの最大化を目指します。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドとも金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・単位型・追加型の区分...追加型

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

・投資対象地域による区分...内外

目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産による区分...資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル （日本含む）	ファミリー ファンド	あり （部分ヘッジ）
債券 一般	年 2 回	日本	ファンド・	
公債	年 4 回	北米	オブ・	
社債	年 6 回（隔月）	欧州	ファンズ	なし
その他債券	年 12 回（毎月）	アジア		
クレジット属性（ ）		オセアニア		
不動産投信		中南米		
その他資産	日々	アフリカ		
（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分変更型））	その他（ ）	中近東（中東）		
資産複合（ ）		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- ・投資対象資産による属性区分...その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分変更型））

組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に複数資産（株式、債券、不動産投信）を投資対象とし、組入比率については機動的な変更を行う旨の記載があるものをいいます。当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分変更型））と、収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

- ・決算頻度による属性区分...年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

- ・投資対象地域による属性区分...グローバル（日本含む）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

- ・投資形態による属性区分...ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

- ・為替ヘッジによる属性区分・・・為替ヘッジあり（部分ヘッジ）

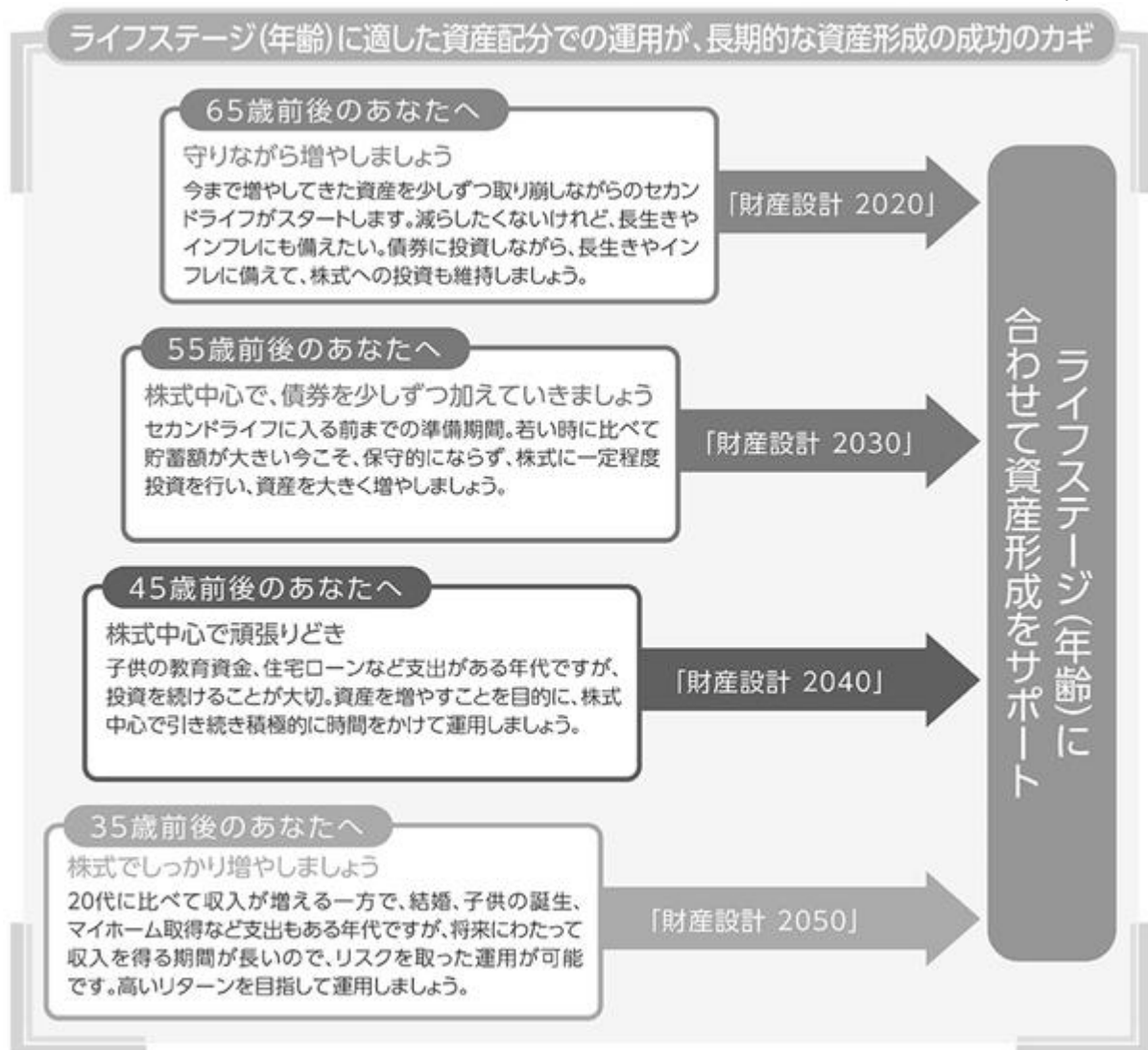
目論見書又は投資信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジによる属性区分は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

- a . アライアンス・バーンスタイン・財産設計には、「財産設計 2020」、「財産設計 2030」、「財産設計 2040」および「財産設計 2050」があります。



b. 投資対象ファンド^{*1}を通じて、日本株式、海外株式^{*2}、日本債券、海外債券および世界の不動産投資信託（リート）^{*3}の各資産クラスへ分散投資します。

^{*1} 投資対象ファンドとは、当ファンドが投資対象とする投資信託証券をいいます。詳しくは後述の「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

^{*2} 海外株式には新興国株式を含みます。

^{*3} 不動産関連株式を含みます。

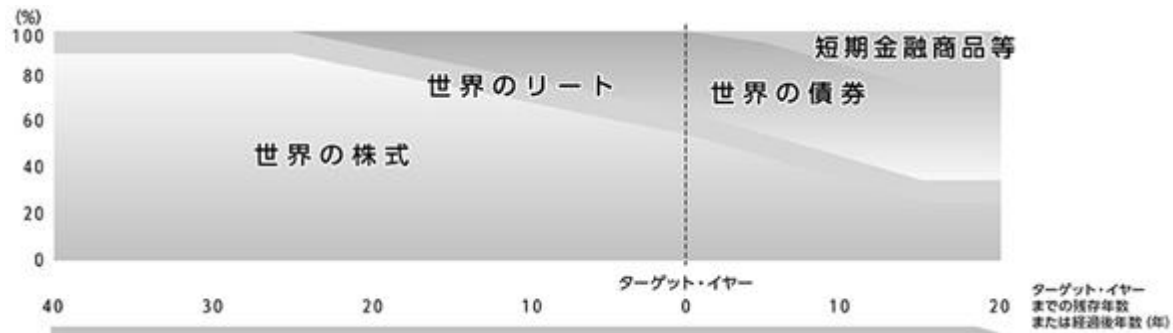
■ 異なる資産クラスを投資対象とする投資対象ファンドへ投資することにより、効率的に資産配分を行います。なお、将来の市場構造等の変化によっては、投資対象とする資産クラスまたは投資スタイルを見直す場合があります。

・投資対象ファンドの合計組入比率を高位に維持することを原則とします。

・短期金融商品へも投資します。

c. 基本資産配分は、時間の経過にしたがい、より保守的に変更します。

< 基本資産配分の推移 >



基本資産配分は、投資対象ファンドおよび短期金融商品等への資産配分をいい、純資産総額に対する実質資産配分（％）です。

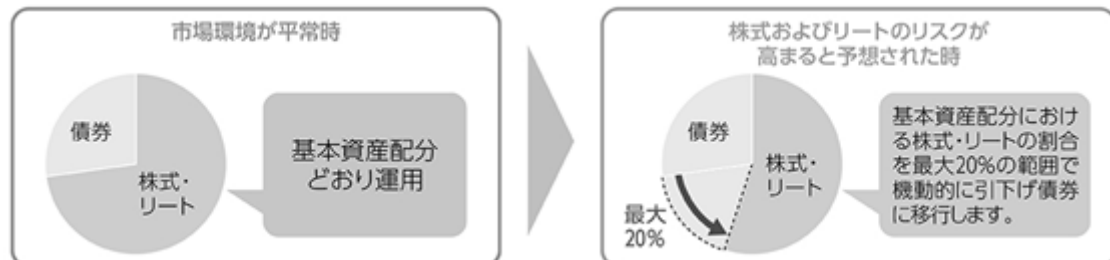
上記の図は、現時点で決定している基本資産配分をもとにしたイメージ図であり、実際に上記のような運用を行うことを保証するものではありません。

当初設定時には投資対象とならない資産クラスもあります。

- ターゲット・イヤーまでの残存期間が長いほど、値上がり益の獲得を重視します。ターゲット・イヤー以降の経過期間が長くなるにしたがい、信託財産の保全とインカム収益の獲得を重視します。そのため、株式への投資割合を高位とする配分から、徐々に債券や短期金融商品への配分を高め、ターゲット・イヤーから15年経過後を目処に債券と短期金融商品中心の資産配分へと変更します。なお、将来の市場構造等の変化によっては、基本資産配分を見直す場合があります。

市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本資産配分から乖離することがあります。投資対象ファンドの組入比率が基本資産配分比率から大幅に乖離した場合は、一定の規律あるリバランスを行って基本資産配分へ戻す調整を行います。

- 市場環境に応じ、基本資産配分における株式およびリーートの割合を最大20%の範囲で機動的に引下げ債券に移行します。長期的なリターンを損なうことなく極端に大きな損失の発生を抑えることで、ファンド全体のリスクを抑制します。



- d. 当ファンドが組入れる投資対象ファンドの実質外貨建資産に対しては、原則として、資産クラス別に為替ヘッジを行います。

- 為替ヘッジ比率は次のとおりです。

海外株式 50%、海外債券 100%、世界のリート 50%

資金動向、市場動向等により、委託会社が適切と判断した場合には、上記と異なる場合があります。

- e. 運用は、マルチ・アセット型ポートフォリオの運用に特化した部門が行います。

- 投資対象ファンドについては、委託会社が定性・定量評価等を勘案し、各資産クラスごとに優れた運用成果を達成すると判断したファンドを選定します。

- 当ファンドの運用にあたっては、複数の資産クラス（マルチ・アセット）および投資スタイルに投資するポートフォリオの運用に特化したアライアンス・バーンスタイン（以下、「ＡＢ」）^{*}のポートフォリオ・マネジャーと情報および意見交換を行います。

^{*} アライアンス・バーンスタインおよびＡＢには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

- 当ファンドの信託財産の運用の指図に関する権限を、以下の投資顧問会社に委託することがあります。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

- 運用指図に関する権限委託：当ファンドの運用

国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

- 委託先（投資顧問会社）：アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

（以下、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーをABLP、アライアンス・バーンスタイン・リミテッドをABL、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッドをABAL、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドをABHKLという場合があります。）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするＡＢは、総額約8,291億米ドル（2025年6月末現在、約119.8兆円^{*}）の資産を運用し、米国をはじめ世界26の国・地域、52都市（2025年6月末現在）に拠点を有しています。

^{*} 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝144.445円（2025年6月30日のWMリフィニティブ）を用いております。

f．当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

取扱いファンド、収益分配金の受取方法およびスイッチングの取扱い等は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

< 財産設計 2020、2030、2040 >

2009年5月12日 関東財務局長に有価証券届出書を提出。

2009年5月29日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

< 財産設計 2050 >

2015年9月30日 関東財務局長に有価証券届出書を提出。

2015年10月30日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

（３）【ファンドの仕組み】

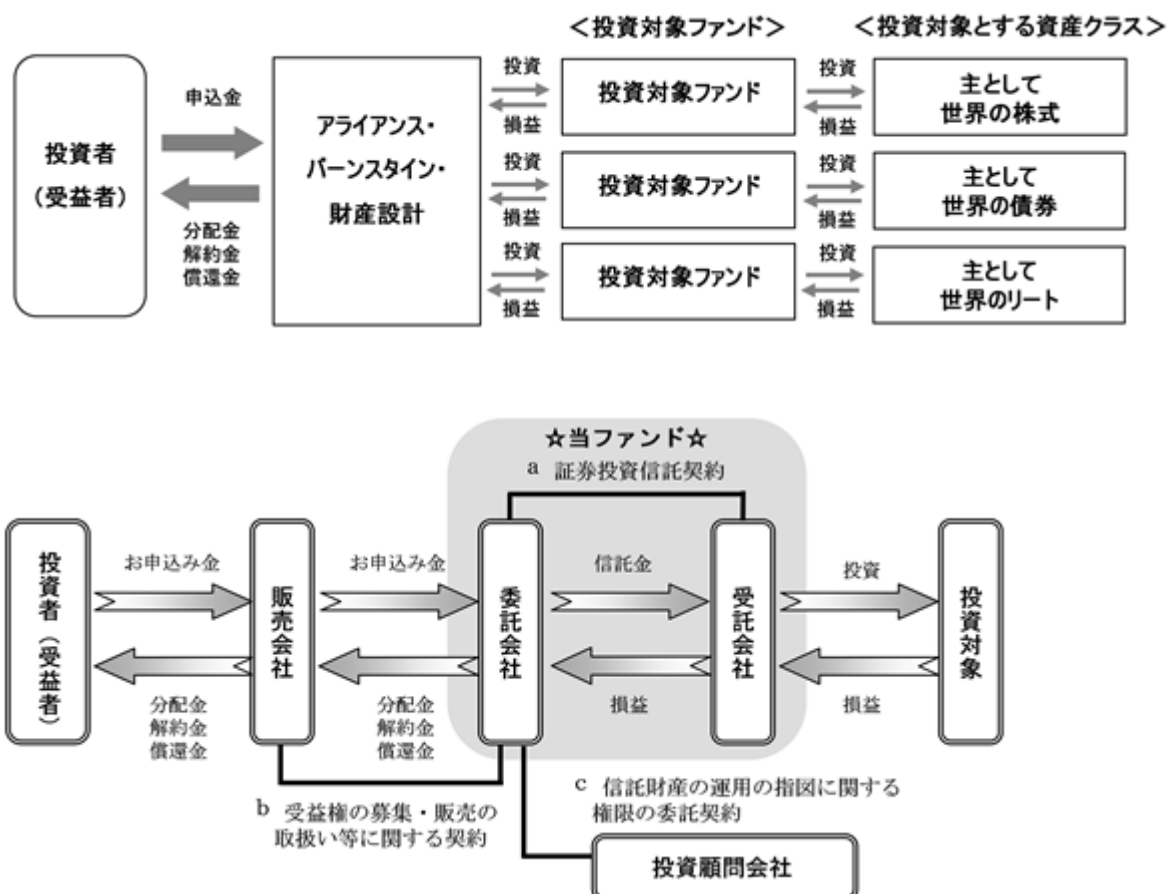
ファンドの仕組み

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象として組入れる方式（親投資信託のみを主要投資対象とする場合を除きます。）をいいます。

（ファンドの仕組み）

ファンド・オブ・ファンズの仕組みを表すイメージ図です。



< 販売会社 >

- ・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

< 委託会社 >

アライアンス・バーンスタイン株式会社

- ・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

< 受託会社 >

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社）

株式会社日本カストディ銀行

- ・信託財産の管理業務等を行います。

< 投資顧問会社 >

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

- ・信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図）を行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

関係法人との契約等の概要

a．証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

c．信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

委託会社等の概況

a．資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。(2025年7月末現在)

b．委託会社の沿革

1996年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立。

2000年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更。

2000年1月1日 アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店から、営業を譲り受ける。

2006年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更。

2016年4月1日 アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店から、事業の一部を譲り受ける。

c．大株主の状況

(2025年7月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビル市コマース・ストリート501	32,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、受益者が退職を迎える年（ターゲット・イヤー）を各ファンドごとに想定し、ターゲット・イヤー以降の退職後資金形成に備えるため、信託財産の資産配分を時間経過にしたがい変更することにより、長期的な値上がり益の獲得、または信託財産の保全とインカム収益の獲得を図ることによりトータル・リターンを最大化を目指します。

運用態度

a．日本株式、海外株式、世界の不動産投資信託（世界のリート）、日本債券および海外債券の各資産クラスを投資対象とする投資対象ファンドならびに短期金融商品等に分散投資を行います。なお、将来の市場構造の変化等によっては、投資対象とする資産クラスまたは投資スタイルを見直し、投資対象ファンドを変更する場合があります。また、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

b．時間の経過にしたがい投資対象ファンドおよび短期金融商品等の資産配分（基本資産配分）をより保守的に変更します。基本資産配分は、ターゲット・イヤーまでの残存期間が長いほど値上がり益の獲得を重視し、ターゲット・イヤーに近づき、ターゲット・イヤー以降の経過期間が長くなるにしたがい、信託財産の保全とインカム収益の獲得を図ることを重視して決定します。そのため、実質投資対象を、株式への投資割合を高位とする配分から徐々に債券や短期金融商品への配分を高め、ターゲット・イヤーから15年経過後を目処に債券と短期金融商品中心の資産配分へと変更します。

c．各ファンドの当初設定時の基本資産配分は次のとおりです。

	財産設計2020	財産設計2030	財産設計2040	財産設計2050
日本株式を組入れる投資対象ファンド	28.0%	33.6%	36.0%	7.2%
海外株式を組入れる投資対象ファンド	42.0%	50.4%	54.0%	82.8%
日本債券を組入れる投資対象ファンド	10.0%	3.0%	0.0%	0.0%
海外債券を組入れる投資対象ファンド	10.0%	3.0%	0.0%	
世界のリートを組入れる投資対象ファンド	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

d．市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が、当ファンドの基本資産配分から乖離することがあります。投資対象ファンドの組入比率が基本資産配分比率から大幅に乖離した場合は、一定の規律あるリバランスを行って基本資産配分へ戻す調整を行います。

e．当初設定時の投資対象ファンドが、その後投資対象ファンドの指定から外れたり、新たなマザーファンドまたは新たな投資信託証券を投資対象ファンドとして指定する場合があります。

f．投資対象ファンドの合計組入比率を高位に維持することを原則とします。

g．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

日本株式、新興国株式を含む海外株式、世界の不動産投資信託（リート）、日本債券および海外債券の各資産クラスを投資対象とする別に定める親投資信託（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券および別に定めるマザーファンドの受益証券を除く投資信託証券ならびに短期金融商品等を投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。）

（イ）有価証券

（ロ）金銭債権

（ハ）約束手形

b．次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資対象ファンドのほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a．短期社債等

b．コマーシャル・ペーパー

c．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するものの

d．外国法人が発行する譲渡性預金証書

e．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

a．預金

b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c．コール・ローン

d．手形割引市場において売買される手形

金融商品の運用指図

の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は信託金を、上記 a．から d．までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

投資対象ファンドの概要

投資対象ファンドは追加または変更されることがあります。また、将来の市場構造等の変化によっては、投資対象とする資産クラスまたは投資スタイルを見直す場合があります。

<世界の株式>

ファンド名称	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド (50%ヘッジ)
主な投資対象	主として「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バリュー株・マザーファンド」および「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、日本を含む世界の株式に投資します。
信託報酬	純資産総額に対し、年率0.80905% (税抜年率0.7355%) の率を乗じて得た額。
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
投資顧問会社	ABLP、ABL、ABAL、ABHKL

<世界の債券>

ファンド名称	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド (為替ヘッジあり) -4
主な投資対象	主として「アライアンス・バーンスタイン・世界債券マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、世界各国の投資適格債に投資します。
信託報酬	純資産総額に対し、年率0.451% (税抜年率0.41%) の率を乗じて得た額
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
投資顧問会社	ABLP、ABL、ABAL、ABHKL

<世界のリート>

ファンド名称	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド*1
主な投資対象	主として日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託（リート）*2に投資します。
信託報酬	ありません。 マザーファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、「アライアンス・バーンスタイン・財産設計」の各ファンドにおいて委託会社の受取る報酬の中から支払われます。
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
投資顧問会社	ABLP、ABL、ABAL、ABHKL

*1 組入外貨建資産に対して、原則として50%を目処に為替ヘッジすることを基本とします。

*2 不動産関連株式を含みます。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制

委託会社は当ファンドの信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を以下の者に委託することがあります。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

- ・リーガル・コンプライアンス本部は信託約款および法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。
- ・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについてモニターしています。
- ・クライアント本部は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程に従い、運用部門から独立した管理担当部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

上記の運用体制等は、今後変更する場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として、毎年１月18日。休業日の場合は翌営業日）に、以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

（収益分配金に関する留意事項）

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

収益の分配方式

- a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
- （イ）配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額（以下、「配当等経費」といいます。）を控除した後の残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- （ロ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額（以下、「売買益経費」といいます。）を控除した後の残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までの日からお支払いを開始します。

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

信託約款に定める投資制限

- a．投資対象ファンドへの投資割合には制限を設けません。
- b．外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- c．株式への直接投資は行いません。
- d．投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- e．一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- f．デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- g．外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

法令により禁止または制限される取引等

- a．同一法人の発行する株式の取得制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

b．投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

その他信託約款に定める取引の方法と条件

a．外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

b．有価証券の売却および再投資の指図

（イ）委託会社は、信託財産に属する投資信託証券およびマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

c．資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（二）借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

3【投資リスク】**(1) 投資リスク**

投資信託である当ファンドは、主として投資信託証券（投資対象ファンド）への投資を通じて、株式・債券・不動産投資信託（リート）などの値動きのある金融商品等に投資しますので、投資対象ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドおよび投資対象ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

資産配分リスク

資産配分リスクとは、複数資産への投資（資産配分）を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。当ファンドでは、わが国および海外の株式・債券・不動産投資信託（リート）・短期金融商品に資産配分を行います。配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合には、当ファンドの基準価額がより大きく下落する可能性があります。

株価変動リスク

一般に株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、投資対象ファンドが組入れる株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

金利変動リスク

一般に債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また一般的に、満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

為替変動リスク

投資対象ファンドの実質組入外貨建資産の一部については、為替予約取引等を用いて為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。対象通貨国と日本の金利差によってはヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。また投資対象ファンドの実質組入外貨建資産に対し為替ヘッジを一部行いませんので、基準価額は為替相場の変動の影響を受けます。

信用リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

カントリー・リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクが高くなります。

不動産投資信託（リート）の価格変動リスク

一般に不動産投資信託が投資対象とする不動産の価値および当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動します。不動産投資信託の価格および分配金はその影響を受けることで、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

流動性リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、損失を被るリスクがあります。

他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドの投資対象ファンドであるマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

インデックスの下落に伴うリスク

投資対象ファンドがベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながる可能性があります。

一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクの管理体制

a．運用ガイドラインの遵守状況の監視

運用関連部門においては、当ファンドの資産配分が予め定められた基本資産配分に沿ったものであるかをモニターし、必要に応じてリバランスを行います。

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

b．パフォーマンスの検証

ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

c．流動性リスクの管理

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

<参考情報>

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

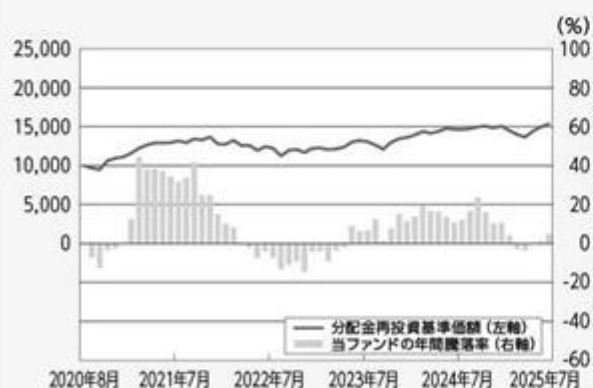
アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020



アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030



アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040

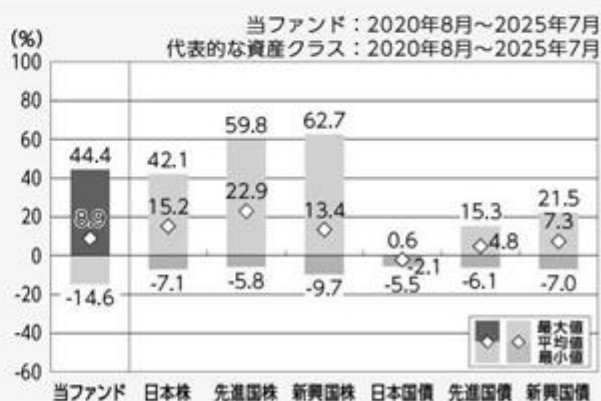
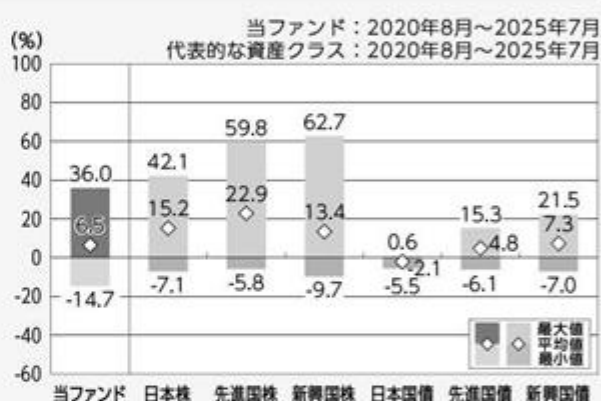
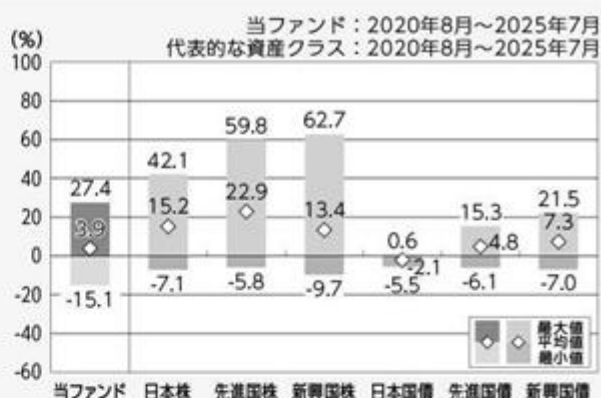


※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、2020年8月末の基準価額を10,000として指数化しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、当ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※対象期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を表示しております。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050

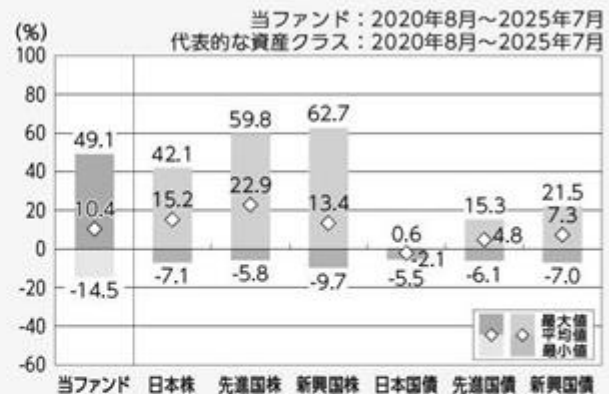


※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、2020年8月末の基準価額を10,000として指数化しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、当ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※対象期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を表示しております。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日 本 株……TOPIX（東証株価指数、配当込み）

先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

■ TOPIX（東証株価指数、配当込み）は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

■ MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

■ MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

■ NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

■ FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

■ JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4【手数料等及び税金】**（１）【申込手数料】**

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（2.2%（税抜2.0%）が上限となっています。）を乗じて得た額とします。

販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

スイッチングの取扱いの販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。

販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス： <https://www.alliancebernstein.co.jp>

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、以下の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）は、以下のとおりです。

<財産設計 2 0 2 0>

計算期間	総額	内訳（税抜、年率）		
		委託会社	販売会社	受託会社
第17期以降 (2025年決算日翌日以降)	年率0.5885% (税抜0.535%)	0.035%	0.450%	0.050%

<財産設計 2 0 3 0>

計算期間	総額	内訳（税抜、年率）		
		委託会社	販売会社	受託会社
第26期まで (2035年決算日まで)	年率0.6985% (税抜0.635%)	0.035%	0.550%	0.050%
第27期以降 (2035年決算日翌日以降)	年率0.5885% (税抜0.535%)	0.035%	0.450%	0.050%

<財産設計 2 0 4 0>

計算期間	総額	内訳（税抜、年率）		
		委託会社	販売会社	受託会社
第36期まで (2045年決算日まで)	年率0.6985% (税抜0.635%)	0.035%	0.550%	0.050%
第37期以降 (2045年決算日翌日以降)	年率0.5885% (税抜0.535%)	0.035%	0.450%	0.050%

<財産設計 2 0 5 0>

計算期間	総額	内訳（税抜、年率）		
		委託会社	販売会社	受託会社
第15期まで (2030年決算日まで)	年率0.8635% (税抜0.785%)	0.035%	0.700%	0.050%
第16期から第40期まで (2030年決算日翌日から2055年決算日まで)	年率0.6985% (税抜0.635%)	0.035%	0.550%	0.050%
第41期以降 (2055年決算日翌日以降)	年率0.5885% (税抜0.535%)	0.035%	0.450%	0.050%

役務の内容は、以下のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
委託した資金の運用、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社が受取る報酬の中から支払われます。

ファンドの信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日のときはその翌営業日とします。以下同じ。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

<投資対象ファンドの信託報酬および実質的な信託報酬の概算値>

当ファンドの信託報酬等の他に、当ファンドが投資対象とする投資対象ファンドに対して信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬等に、投資対象とする投資対象ファンドの信託報酬等を加えた実質的な信託報酬の概算値は以下のとおりです。ただし、投資対象ファンドの状況により、実質的な信託報酬の概算値は、以下の概算値と異なることがあります。

<財産設計 2 0 2 0>

計算期間	投資対象ファンドの信託報酬（税込、年率）	実質的な信託報酬率の概算値（税込、年率）
第17期以降 (2025年決算日翌日以降)	0.39%～0.54%程度	0.98%～1.13%程度

<財産設計 2 0 3 0>

計算期間	投資対象ファンドの信託報酬（税込、年率）	実質的な信託報酬率の概算値（税込、年率）
第26期まで (2035年決算日まで)	0.56%～0.67%程度	1.26%～1.36%程度
第27期以降 (2035年決算日翌日以降)	0.39%～0.54%程度	0.98%～1.13%程度

<財産設計 2 0 4 0>

計算期間	投資対象ファンドの信託報酬（税込、年率）	実質的な信託報酬率の概算値（税込、年率）
第36期まで (2045年決算日まで)	0.56%～0.70%程度	1.26%～1.40%程度
第37期以降 (2045年決算日翌日以降)	0.39%～0.54%程度	0.98%～1.13%程度

<財産設計 2 0 5 0>

計算期間	投資対象ファンドの 信託報酬（税込、年率）	実質的な信託報酬率の 概算値（税込、年率）
第15期まで (2030年決算日まで)	0.71%～0.73%程度	1.57%～1.59%程度
第16期から第40期まで (2030年決算日翌日から2055年決算日まで)	0.56%～0.70%程度	1.26%～1.40%程度
第41期以降 (2055年決算日翌日以降)	0.39%～0.54%程度	0.98%～1.13%程度

（４）【その他の手数料等】

その他の費用

- a．信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。
- b．ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額は信託財産中から支払われます。
- c．信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。
- マザーファンドにおいても、上記 a．および b．に記載されている費用を負担します。

その他の費用は、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

- a．信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
- b．有価証券届出書、有価証券報告書および半期報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- c．目論見書の作成、印刷および提供等に係る費用
- d．運用報告書の作成、印刷および提供等ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- e．受益権の管理事務に係る費用
- f．信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- g．この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
- h．信託財産の監査に係る費用
- ・この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬

上記の諸費用は、純資産総額に対して年0.10%の率を上限とする額を、係る諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

上記およびののうち、主な手数料等を対価とする役務の内容は以下のとおりです。

- ・金融商品等の売買委託手数料は、組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料です。
- ・法定書類関係費用は、印刷業者等に支払う法定書類の作成・印刷・提供等および届出に係る費用です。
- ・監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- a．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

個人・法人別の課税の取扱い

- a．個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告は不要となります。

^{*} 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となります。
外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（ロ）損益通算について

確定申告により、普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに一部解約時および償還時の譲渡損（または譲渡益）は、上場株式等の申告分離課税を選択した配当所得および譲渡益（または譲渡損）ならびに特定公社債等の利子所得および譲渡益（または譲渡損）と損益通算が可能です。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

（ハ）少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」のご利用について

NISAは、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となる制度です。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。他の口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率^{*}で源泉徴収されます。住民税は源泉徴収されません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

^{*} 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

c．確定拠出年金に対する課税

確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用に対する税制が適用されます。

なお、確定拠出年金法に基づく運用として購入する場合は、NISAの適用対象外です。

d．販売会社の買取りによるご換金に係る課税の取扱いは、販売会社にお問い合わせください。

上記は2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

５【運用状況】

【アライアンス・バーンスタイン・財産設計 ２０２０】

（１）【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 ２０２０

2025年 7月31日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,388,228,160	84.05
親投資信託受益証券	日本	164,955,322	9.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	98,438,478	5.96
合計(純資産総額)		1,651,621,960	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2025年 7月31日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	投資信託受益証券	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド（５０％ヘッジ）	181,912,128	3.8056	692,290,069	4.0153	730,431,767	44.22
2	日本	投資信託受益証券	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド（為替ヘッジあり）- 4	618,811,283	1.0623	657,374,676	1.063	657,796,393	39.82
3	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド	30,703,643	5.2268	160,481,802	5.3725	164,955,322	9.98

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2025年 7月31日現在

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	84.05
親投資信託受益証券	国内	9.98
合計		94.03

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**【純資産の推移】****アライアンス・バーンスタイン・財産設計 ２０２０**

2025年 7月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第7期計算期間末（2016年 1月18日）	1,512	1,512	16,481	16,481
第8期計算期間末（2017年 1月18日）	1,942	1,942	18,355	18,355
第9期計算期間末（2018年 1月18日）	2,726	2,726	20,472	20,472
第10期計算期間末（2019年 1月18日）	3,984	3,984	18,519	18,519
第11期計算期間末（2020年 1月20日）	4,083	4,083	20,699	20,699
第12期計算期間末（2021年 1月18日）	3,368	3,368	20,453	20,453
第13期計算期間末（2022年 1月18日）	2,701	2,701	22,890	22,890
第14期計算期間末（2023年 1月18日）	2,271	2,271	20,468	20,468
第15期計算期間末（2024年 1月18日）	1,920	1,920	21,181	21,181
第16期計算期間末（2025年 1月20日）	1,688	1,688	22,428	22,428
2024年 7月末日	1,824	—	22,416	—
8月末日	1,807	—	22,480	—
9月末日	1,799	—	22,661	—
10月末日	1,767	—	22,697	—
11月末日	1,759	—	22,827	—
12月末日	1,692	—	22,434	—
2025年 1月末日	1,699	—	22,644	—
2月末日	1,662	—	22,181	—
3月末日	1,621	—	21,657	—
4月末日	1,598	—	21,419	—
5月末日	1,631	—	22,118	—
6月末日	1,647	—	22,657	—
7月末日	1,651	—	22,968	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第7期計算期間	2015年 1月20日～2016年 1月18日	0
第8期計算期間	2016年 1月19日～2017年 1月18日	0
第9期計算期間	2017年 1月19日～2018年 1月18日	0
第10期計算期間	2018年 1月19日～2019年 1月18日	0
第11期計算期間	2019年 1月19日～2020年 1月20日	0
第12期計算期間	2020年 1月21日～2021年 1月18日	0
第13期計算期間	2021年 1月19日～2022年 1月18日	0
第14期計算期間	2022年 1月19日～2023年 1月18日	0
第15期計算期間	2023年 1月19日～2024年 1月18日	0
第16期計算期間	2024年 1月19日～2025年 1月20日	0
第17期中間計算期間	2025年 1月21日～2025年 7月20日	—

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第7期計算期間	2015年 1月20日～2016年 1月18日	7.0
第8期計算期間	2016年 1月19日～2017年 1月18日	11.4
第9期計算期間	2017年 1月19日～2018年 1月18日	11.5
第10期計算期間	2018年 1月19日～2019年 1月18日	9.5
第11期計算期間	2019年 1月19日～2020年 1月20日	11.8
第12期計算期間	2020年 1月21日～2021年 1月18日	1.2
第13期計算期間	2021年 1月19日～2022年 1月18日	11.9
第14期計算期間	2022年 1月19日～2023年 1月18日	10.6
第15期計算期間	2023年 1月19日～2024年 1月18日	3.5
第16期計算期間	2024年 1月19日～2025年 1月20日	5.9
第17期中間計算期間	2025年 1月21日～2025年 7月20日	2.0

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。

以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 ２０２０

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第7期計算期間	2015年 1月20日～2016年 1月18日	641,860,018	139,223,646	917,908,180
第8期計算期間	2016年 1月19日～2017年 1月18日	393,431,715	253,178,717	1,058,161,178
第9期計算期間	2017年 1月19日～2018年 1月18日	1,101,655,073	828,204,962	1,331,611,289
第10期計算期間	2018年 1月19日～2019年 1月18日	1,160,797,784	340,916,471	2,151,492,602
第11期計算期間	2019年 1月19日～2020年 1月20日	407,223,774	585,832,077	1,972,884,299
第12期計算期間	2020年 1月21日～2021年 1月18日	251,118,640	576,974,019	1,647,028,920
第13期計算期間	2021年 1月19日～2022年 1月18日	162,485,084	629,504,863	1,180,009,141
第14期計算期間	2022年 1月19日～2023年 1月18日	111,578,895	181,608,373	1,109,979,663
第15期計算期間	2023年 1月19日～2024年 1月18日	95,059,351	298,190,416	906,848,598
第16期計算期間	2024年 1月19日～2025年 1月20日	57,026,611	211,000,534	752,874,675
第17期中間計算期間	2025年 1月21日～2025年 7月20日	25,408,928	52,782,244	725,501,359

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

【アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030】

（１）【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030

2025年 7月31日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	2,415,773,002	89.92
親投資信託受益証券	日本	271,106,509	10.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	465,722	0.01
合計(純資産総額)		2,686,413,789	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2025年 7月31日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド（50％ヘッジ）	412,587,240	3.8172	1,574,939,977	4.0153	1,656,661,544	61.66
2	日本	投資信託受益証券	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド（為替ヘッジあり）- 4	714,121,786	1.0626	758,875,099	1.063	759,111,458	28.25
3	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド	50,461,891	5.2320	264,016,885	5.3725	271,106,509	10.09

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2025年 7月31日現在

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	89.92
親投資信託受益証券	国内	10.09
合計		100.01

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**【純資産の推移】****アライアンス・バーンスタイン・財産設計 ２０３０**

2025年 7月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第7期計算期間末（2016年 1月18日）	1,569	1,569	17,241	17,241
第8期計算期間末（2017年 1月18日）	1,757	1,757	19,660	19,660
第9期計算期間末（2018年 1月18日）	2,511	2,511	22,534	22,534
第10期計算期間末（2019年 1月18日）	3,284	3,284	19,913	19,913
第11期計算期間末（2020年 1月20日）	3,604	3,604	22,668	22,668
第12期計算期間末（2021年 1月18日）	3,315	3,315	22,351	22,351
第13期計算期間末（2022年 1月18日）	3,267	3,267	25,879	25,879
第14期計算期間末（2023年 1月18日）	3,066	3,066	23,380	23,380
第15期計算期間末（2024年 1月18日）	2,757	2,757	24,865	24,865
第16期計算期間末（2025年 1月20日）	2,674	2,674	27,110	27,110
2024年 7月末日	2,826	—	26,906	—
8月末日	2,826	—	26,910	—
9月末日	2,826	—	27,124	—
10月末日	2,807	—	27,368	—
11月末日	2,757	—	27,552	—
12月末日	2,673	—	27,084	—
2025年 1月末日	2,707	—	27,422	—
2月末日	2,600	—	26,604	—
3月末日	2,525	—	25,807	—
4月末日	2,462	—	25,365	—
5月末日	2,582	—	26,519	—
6月末日	2,645	—	27,368	—
7月末日	2,686	—	27,925	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第7期計算期間	2015年 1月20日～2016年 1月18日	0
第8期計算期間	2016年 1月19日～2017年 1月18日	0
第9期計算期間	2017年 1月19日～2018年 1月18日	0
第10期計算期間	2018年 1月19日～2019年 1月18日	0
第11期計算期間	2019年 1月19日～2020年 1月20日	0
第12期計算期間	2020年 1月21日～2021年 1月18日	0
第13期計算期間	2021年 1月19日～2022年 1月18日	0
第14期計算期間	2022年 1月19日～2023年 1月18日	0
第15期計算期間	2023年 1月19日～2024年 1月18日	0
第16期計算期間	2024年 1月19日～2025年 1月20日	0
第17期中間計算期間	2025年 1月21日～2025年 7月20日	—

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第7期計算期間	2015年 1月20日～2016年 1月18日	8.3
第8期計算期間	2016年 1月19日～2017年 1月18日	14.0
第9期計算期間	2017年 1月19日～2018年 1月18日	14.6
第10期計算期間	2018年 1月19日～2019年 1月18日	11.6
第11期計算期間	2019年 1月19日～2020年 1月20日	13.8
第12期計算期間	2020年 1月21日～2021年 1月18日	1.4
第13期計算期間	2021年 1月19日～2022年 1月18日	15.8
第14期計算期間	2022年 1月19日～2023年 1月18日	9.7
第15期計算期間	2023年 1月19日～2024年 1月18日	6.4
第16期計算期間	2024年 1月19日～2025年 1月20日	9.0
第17期中間計算期間	2025年 1月21日～2025年 7月20日	2.6

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。

以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 ２０３０

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第7期計算期間	2015年 1月20日～2016年 1月18日	798,774,330	266,629,533	910,291,265
第8期計算期間	2016年 1月19日～2017年 1月18日	235,958,864	252,224,811	894,025,318
第9期計算期間	2017年 1月19日～2018年 1月18日	698,040,602	477,499,644	1,114,566,276
第10期計算期間	2018年 1月19日～2019年 1月18日	754,933,378	219,913,493	1,649,586,161
第11期計算期間	2019年 1月19日～2020年 1月20日	327,916,612	387,395,702	1,590,107,071
第12期計算期間	2020年 1月21日～2021年 1月18日	269,448,630	376,313,207	1,483,242,494
第13期計算期間	2021年 1月19日～2022年 1月18日	231,683,175	452,228,970	1,262,696,699
第14期計算期間	2022年 1月19日～2023年 1月18日	194,563,057	145,560,398	1,311,699,358
第15期計算期間	2023年 1月19日～2024年 1月18日	162,367,215	365,269,704	1,108,796,869
第16期計算期間	2024年 1月19日～2025年 1月20日	107,390,193	229,727,672	986,459,390
第17期中間計算期間	2025年 1月21日～2025年 7月20日	44,303,957	69,701,974	961,061,373

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

【アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040】

（１）【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040

2025年 7月31日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,836,865,388	90.24
親投資信託受益証券	日本	198,852,697	9.76
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	325,074	0.01
合計（純資産総額）		2,035,393,011	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2025年 7月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	投資信託受益証券	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド（50％ヘッジ）	386,772,625	3.8413	1,485,731,730	4.0153	1,553,008,121	76.30
2	日本	投資信託受益証券	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド（為替ヘッジあり）- 4	267,034,118	1.0619	283,581,844	1.063	283,857,267	13.94
3	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド	37,013,066	5.2330	193,691,553	5.3725	198,852,697	9.76

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2025年 7月31日現在

種類	国内／外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	90.24
親投資信託受益証券	国内	9.76
合計		100.01

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**【純資産の推移】**

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 ２０４０

2025年 7月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第7期計算期間末（2016年 1月18日）	1,303	1,303	17,438	17,438
第8期計算期間末（2017年 1月18日）	1,406	1,406	20,276	20,276
第9期計算期間末（2018年 1月18日）	1,806	1,806	23,839	23,839
第10期計算期間末（2019年 1月18日）	1,941	1,941	20,606	20,606
第11期計算期間末（2020年 1月20日）	2,189	2,189	23,828	23,828
第12期計算期間末（2021年 1月18日）	2,104	2,104	23,295	23,295
第13期計算期間末（2022年 1月18日）	2,171	2,171	27,830	27,830
第14期計算期間末（2023年 1月18日）	1,983	1,983	25,308	25,308
第15期計算期間末（2024年 1月18日）	1,928	1,928	27,547	27,547
第16期計算期間末（2025年 1月20日）	1,982	1,982	30,832	30,832
2024年 7月末日	2,061	—	30,384	—
8月末日	2,057	—	30,319	—
9月末日	2,070	—	30,559	—
10月末日	2,083	—	31,046	—
11月末日	2,045	—	31,271	—
12月末日	1,978	—	30,768	—
2025年 1月末日	2,009	—	31,233	—
2月末日	1,926	—	30,050	—
3月末日	1,850	—	29,000	—
4月末日	1,809	—	28,336	—
5月末日	1,914	—	29,911	—
6月末日	1,984	—	31,028	—
7月末日	2,035	—	31,847	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第7期計算期間	2015年 1月20日～2016年 1月18日	0
第8期計算期間	2016年 1月19日～2017年 1月18日	0
第9期計算期間	2017年 1月19日～2018年 1月18日	0
第10期計算期間	2018年 1月19日～2019年 1月18日	0
第11期計算期間	2019年 1月19日～2020年 1月20日	0
第12期計算期間	2020年 1月21日～2021年 1月18日	0
第13期計算期間	2021年 1月19日～2022年 1月18日	0
第14期計算期間	2022年 1月19日～2023年 1月18日	0
第15期計算期間	2023年 1月19日～2024年 1月18日	0
第16期計算期間	2024年 1月19日～2025年 1月20日	0
第17期中間計算期間	2025年 1月21日～2025年 7月20日	—

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第7期計算期間	2015年 1月20日～2016年 1月18日	9.9
第8期計算期間	2016年 1月19日～2017年 1月18日	16.3
第9期計算期間	2017年 1月19日～2018年 1月18日	17.6
第10期計算期間	2018年 1月19日～2019年 1月18日	13.6
第11期計算期間	2019年 1月19日～2020年 1月20日	15.6
第12期計算期間	2020年 1月21日～2021年 1月18日	2.2
第13期計算期間	2021年 1月19日～2022年 1月18日	19.5
第14期計算期間	2022年 1月19日～2023年 1月18日	9.1
第15期計算期間	2023年 1月19日～2024年 1月18日	8.8
第16期計算期間	2024年 1月19日～2025年 1月20日	11.9
第17期中間計算期間	2025年 1月21日～2025年 7月20日	2.8

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。

以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2 0 4 0

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第7期計算期間	2015年 1月20日～2016年 1月18日	674,851,222	232,621,112	747,486,285
第8期計算期間	2016年 1月19日～2017年 1月18日	161,176,560	215,186,502	693,476,343
第9期計算期間	2017年 1月19日～2018年 1月18日	589,523,376	525,373,263	757,626,456
第10期計算期間	2018年 1月19日～2019年 1月18日	415,493,662	231,143,876	941,976,242
第11期計算期間	2019年 1月19日～2020年 1月20日	171,330,467	194,299,822	919,006,887
第12期計算期間	2020年 1月21日～2021年 1月18日	181,116,592	196,917,489	903,205,990
第13期計算期間	2021年 1月19日～2022年 1月18日	153,920,994	276,877,263	780,249,721
第14期計算期間	2022年 1月19日～2023年 1月18日	112,072,561	108,608,175	783,714,107
第15期計算期間	2023年 1月19日～2024年 1月18日	95,659,410	179,299,443	700,074,074
第16期計算期間	2024年 1月19日～2025年 1月20日	68,272,392	125,420,283	642,926,183
第17期中間計算期間	2025年 1月21日～2025年 7月20日	33,890,154	38,582,341	638,233,996

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

【アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050】

（１）【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050

2025年 7月31日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,209,499,866	90.29
親投資信託受益証券	日本	132,306,376	9.87
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	2,236,571	0.16
合計（純資産総額）		1,339,569,671	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2025年 7月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	投資信託受益証券	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド（50％ヘッジ）	299,427,778	3.8414	1,150,242,826	4.0153	1,202,292,357	89.75
2	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド	24,626,594	5.2240	128,651,194	5.3725	132,306,376	9.87
3	日本	投資信託受益証券	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド（為替ヘッジあり）- 4	6,780,348	1.0685	7,244,849	1.063	7,207,509	0.53

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2025年 7月31日現在

種類	国内／外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	90.29
親投資信託受益証券	国内	9.87
合計		100.16

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**【純資産の推移】**

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 ２０５０

2025年 7月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2016年 1月18日）	231	231	8,719	8,719
第2期計算期間末（2017年 1月18日）	320	320	10,109	10,109
第3期計算期間末（2018年 1月18日）	853	853	11,959	11,959
第4期計算期間末（2019年 1月18日）	1,235	1,235	10,254	10,254
第5期計算期間末（2020年 1月20日）	1,311	1,311	11,955	11,955
第6期計算期間末（2021年 1月18日）	1,269	1,269	11,628	11,628
第7期計算期間末（2022年 1月18日）	1,179	1,179	14,134	14,134
第8期計算期間末（2023年 1月18日）	1,165	1,165	12,907	12,907
第9期計算期間末（2024年 1月18日）	1,178	1,178	14,301	14,301
第10期計算期間末（2025年 1月20日）	1,304	1,304	16,364	16,364
2024年 7月末日	1,295	—	16,027	—
8月末日	1,288	—	15,957	—
9月末日	1,308	—	16,081	—
10月末日	1,338	—	16,441	—
11月末日	1,341	—	16,566	—
12月末日	1,294	—	16,313	—
2025年 1月末日	1,320	—	16,598	—
2月末日	1,261	—	15,840	—
3月末日	1,206	—	15,208	—
4月末日	1,175	—	14,780	—
5月末日	1,260	—	15,773	—
6月末日	1,305	—	16,455	—
7月末日	1,339	—	16,978	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2015年10月30日～2016年 1月18日	0
第2期計算期間	2016年 1月19日～2017年 1月18日	0
第3期計算期間	2017年 1月19日～2018年 1月18日	0
第4期計算期間	2018年 1月19日～2019年 1月18日	0
第5期計算期間	2019年 1月19日～2020年 1月20日	0
第6期計算期間	2020年 1月21日～2021年 1月18日	0
第7期計算期間	2021年 1月19日～2022年 1月18日	0
第8期計算期間	2022年 1月19日～2023年 1月18日	0
第9期計算期間	2023年 1月19日～2024年 1月18日	0
第10期計算期間	2024年 1月19日～2025年 1月20日	0
第11期中間計算期間	2025年 1月21日～2025年 7月20日	—

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期計算期間	2015年10月30日～2016年 1月18日	12.8
第2期計算期間	2016年 1月19日～2017年 1月18日	15.9
第3期計算期間	2017年 1月19日～2018年 1月18日	18.3
第4期計算期間	2018年 1月19日～2019年 1月18日	14.3
第5期計算期間	2019年 1月19日～2020年 1月20日	16.6
第6期計算期間	2020年 1月21日～2021年 1月18日	2.7
第7期計算期間	2021年 1月19日～2022年 1月18日	21.6
第8期計算期間	2022年 1月19日～2023年 1月18日	8.7
第9期計算期間	2023年 1月19日～2024年 1月18日	10.8
第10期計算期間	2024年 1月19日～2025年 1月20日	14.4
第11期中間計算期間	2025年 1月21日～2025年 7月20日	3.2

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。

以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 ２０５０

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2015年10月30日～2016年 1月18日	280,584,779	15,572,949	265,011,830
第2期計算期間	2016年 1月19日～2017年 1月18日	387,666,599	335,308,175	317,370,254
第3期計算期間	2017年 1月19日～2018年 1月18日	1,356,645,801	960,282,536	713,733,519
第4期計算期間	2018年 1月19日～2019年 1月18日	767,003,972	276,331,635	1,204,405,856
第5期計算期間	2019年 1月19日～2020年 1月20日	273,513,814	381,058,133	1,096,861,537
第6期計算期間	2020年 1月21日～2021年 1月18日	303,632,186	308,894,718	1,091,599,005
第7期計算期間	2021年 1月19日～2022年 1月18日	245,363,055	502,432,823	834,529,237
第8期計算期間	2022年 1月19日～2023年 1月18日	170,398,333	102,188,282	902,739,288
第9期計算期間	2023年 1月19日～2024年 1月18日	154,951,258	233,281,285	824,409,261
第10期計算期間	2024年 1月19日～2025年 1月20日	124,649,844	151,990,865	797,068,240
第11期中間計算期間	2025年 1月21日～2025年 7月20日	50,304,127	56,419,551	790,952,816

(注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2)第1期計算期間の設定口数は、当初自己設定の口数を含みます。

（参考）

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド

（１）投資状況

2025年 7月31日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	35,387,205	4.61
	カナダ	9,207,277	1.20
	ドイツ	15,372,841	2.00
	イタリア	1,746,977	0.22
	オランダ	1,322,947	0.17
	ベルギー	2,458,715	0.32
	イギリス	2,446,822	0.31
	スイス	10,804,310	1.40
	スウェーデン	13,221,731	1.72
	香港	16,439,699	2.14
	シンガポール	2,587,319	0.33
	イスラエル	3,161,076	0.41
	小計	114,156,919	14.87
投資証券	日本	33,667,500	4.38
	アメリカ	482,293,342	62.86
	カナダ	6,246,554	0.81
	フランス	13,106,855	1.70
	スペイン	4,290,965	0.55
	ベルギー	3,583,701	0.46
	イギリス	26,227,670	3.41
	オーストラリア	49,875,719	6.50
	香港	5,496,772	0.71
	シンガポール	21,689,193	2.82
	ガーンジー	1,889,946	0.24
	小計	648,368,217	84.50
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	4,690,030	0.61
合計（純資産総額）		767,215,166	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）投資資産

（参考）アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

2025年 7月31日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	—	1,915	19,089.05	36,555,539	24,855.50	47,598,298	6.20
2	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	—	2,422	15,869.69	38,436,413	16,207.32	39,254,132	5.11
3	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	—	1,276	25,508.34	32,548,645	26,486.84	33,797,217	4.40
4	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	—	270	133,971.45	36,172,293	119,069.80	32,148,847	4.19
5	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	—	989	25,798.15	25,514,380	24,718.06	24,446,171	3.18
6	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	—	1,061	22,042.49	23,387,087	22,309.90	23,670,807	3.08
7	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	—	1,036	22,479.98	23,289,268	22,227.73	23,027,937	3.00
8	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	—	4,276	4,359.20	18,639,940	4,859.65	20,779,892	2.70
9	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	—	1,951	8,709.43	16,992,111	9,931.44	19,376,253	2.52
10	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	—	5,532	3,382.95	18,714,514	3,364.81	18,614,148	2.42

11	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	—	388	43,100.50	16,722,997	43,121.42	16,731,112	2.18
12	オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	—	30,738	458.00	14,078,225	534.02	16,414,737	2.13
13	アメリカ	投資証券	UDR INC	—	2,649	6,119.01	16,209,269	5,944.22	15,746,260	2.05
14	アメリカ	投資証券	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	—	3,736	3,933.43	14,695,327	3,967.79	14,823,695	1.93
15	アメリカ	投資証券	INDEPENDENCE REALTY TRUST INC	—	5,720	2,779.55	15,899,034	2,559.05	14,637,770	1.90
16	アメリカ	投資証券	AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	—	2,505	4,087.31	10,238,712	5,678.31	14,224,176	1.85
17	日本	株式	三井不動産	不動産業	10,330	1,240.91	12,818,600	1,358.50	14,033,305	1.82
18	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	—	2,911	4,677.90	13,617,385	4,687.85	13,646,355	1.77
19	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	—	1,539	7,875.84	12,120,919	8,483.85	13,056,658	1.70
20	アメリカ	投資証券	STAG INDUSTRIAL INC	—	2,352	5,254.70	12,359,060	5,218.19	12,273,189	1.59
21	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	—	793	14,492.32	11,492,413	14,632.75	11,603,771	1.51
22	アメリカ	投資証券	ACADIA REALTY TRUST	—	4,134	3,135.00	12,960,115	2,780.14	11,493,131	1.49
23	アメリカ	投資証券	COPT DEFENSE PROPERTIES	—	2,810	4,420.37	12,421,257	4,081.33	11,468,551	1.49
24	アメリカ	投資証券	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	—	2,490	4,617.64	11,497,935	4,581.79	11,408,660	1.48
25	スイス	株式	PSP SWISS PROPERTY AG-REG	不動産管理・開発	427	23,952.49	10,227,716	25,302.83	10,804,310	1.40
26	アメリカ	投資証券	NETSTREIT CORP	—	3,644	2,125.81	7,746,487	2,760.72	10,060,090	1.31
27	アメリカ	投資証券	RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	—	683	15,182.50	10,369,652	14,472.90	9,884,993	1.28
28	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	—	28	292,306	8,184,582	351,000	9,828,000	1.28
29	シンガポール	投資証券	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	—	36,042	223.72	8,063,345	258.31	9,310,254	1.21
30	カナダ	株式	CHARTWELL RETIREMENT RESIDEN	ヘルスケア機器・サービス	4,798	1,681.35	8,067,144	1,918.98	9,207,277	1.20

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2025年 7月31日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（％）
株式	国内	不動産業	3.88
		建設業	0.73
	外国	不動産管理・開発	8.83
		ヘルスケア機器・サービス	1.20
		電気通信サービス	0.22
	小計		14.87
投資証券	国内	—	4.38
	外国	—	80.12
合計			99.38

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

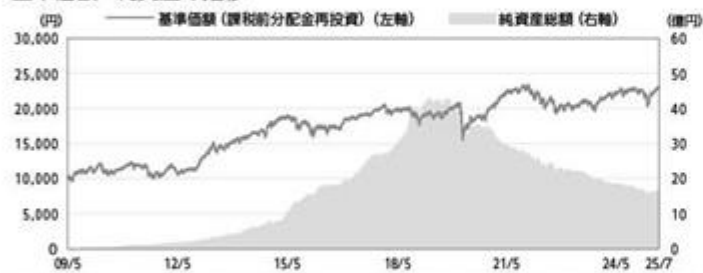
該当事項はありません。

（参考情報） 運用実績(1)

基準日：2025年7月31日

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020

基準価額・純資産の推移



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

基準価額	22,968円
純資産総額	16.5億円

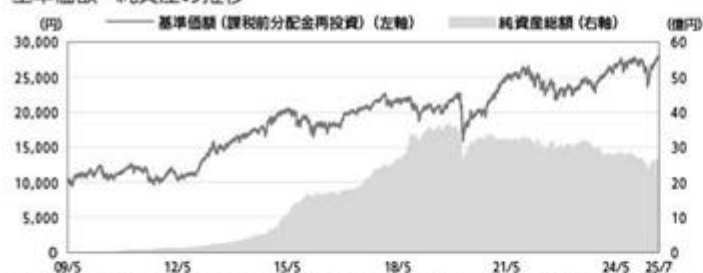
分配の推移

決算期		分配金
第12期	2021年 1月	0円
第13期	2022年 1月	0円
第14期	2023年 1月	0円
第15期	2024年 1月	0円
第16期	2025年 1月	0円
設定来累計		0円

分配金は1万口当たり課税前運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030

基準価額・純資産の推移



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

基準価額	27,925円
純資産総額	26.8億円

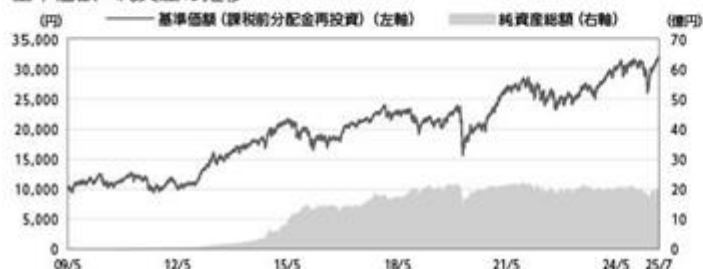
分配の推移

決算期		分配金
第12期	2021年 1月	0円
第13期	2022年 1月	0円
第14期	2023年 1月	0円
第15期	2024年 1月	0円
第16期	2025年 1月	0円
設定来累計		0円

分配金は1万口当たり課税前運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040

基準価額・純資産の推移



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

基準価額	31,847円
純資産総額	20.3億円

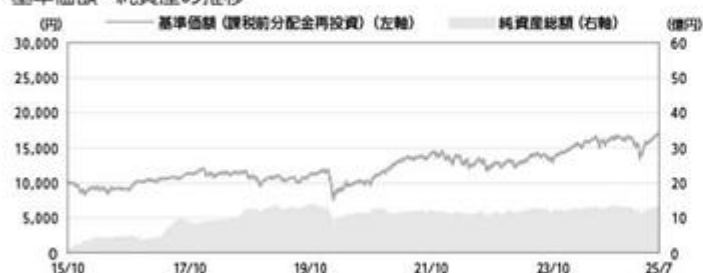
分配の推移

決算期		分配金
第12期	2021年 1月	0円
第13期	2022年 1月	0円
第14期	2023年 1月	0円
第15期	2024年 1月	0円
第16期	2025年 1月	0円
設定来累計		0円

分配金は1万口当たり課税前運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050

基準価額・純資産の推移



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

基準価額	16,978円
純資産総額	13.3億円

分配の推移

決算期		分配金
第6期	2021年 1月	0円
第7期	2022年 1月	0円
第8期	2023年 1月	0円
第9期	2024年 1月	0円
第10期	2025年 1月	0円
設定来累計		0円

分配金は1万口当たり課税前運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

運用実績(2)

基準日：2025年7月31日

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020

主要な資産の状況

資産クラス	投資対象ファンド	基本資産配分(%)	組入比率(%)
世界の株式	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド(50%ヘッジ)	44.0	44.2
世界の債券	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド(為替ヘッジあり)ー4	40.0	39.8
世界のリート	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド	10.0	10.0
短期金融商品等		6.0	6.0
合計		100.0	100.0

基本資産配分は時間の経過に従い、成長性を重視する株式高位から徐々に債券や短期金融商品中心の配分へと変更します。
比率は純資産総額に対する比率です(小数点第2位を四捨五入)。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030

主要な資産の状況

資産クラス	投資対象ファンド	基本資産配分(%)	組入比率(%)
世界の株式	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド(50%ヘッジ)	61.3	61.7
世界の債券	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド(為替ヘッジあり)ー4	28.7	28.3
世界のリート	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド	10.0	10.1
短期金融商品等		—	-0.0
合計		100.0	100.0

基本資産配分は時間の経過に従い、成長性を重視する株式高位から徐々に債券や短期金融商品中心の配分へと変更します。
比率は純資産総額に対する比率です(小数点第2位を四捨五入)。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040

主要な資産の状況

資産クラス	投資対象ファンド	基本資産配分(%)	組入比率(%)
世界の株式	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド(50%ヘッジ)	75.3	76.3
世界の債券	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド(為替ヘッジあり)ー4	14.7	13.9
世界のリート	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド	10.0	9.8
短期金融商品等		—	-0.0
合計		100.0	100.0

基本資産配分は時間の経過に従い、成長性を重視する株式高位から徐々に債券や短期金融商品中心の配分へと変更します。
比率は純資産総額に対する比率です(小数点第2位を四捨五入)。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050

主要な資産の状況

資産クラス	投資対象ファンド	基本資産配分(%)	組入比率(%)
世界の株式	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド(50%ヘッジ)	89.3	89.8
世界の債券	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド(為替ヘッジあり)ー4	0.7	0.5
世界のリート	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド	10.0	9.9
短期金融商品等		—	-0.2
合計		100.0	100.0

基本資産配分は時間の経過に従い、成長性を重視する株式高位から徐々に債券や短期金融商品中心の配分へと変更します。
比率は純資産総額に対する比率です(小数点第2位を四捨五入)。

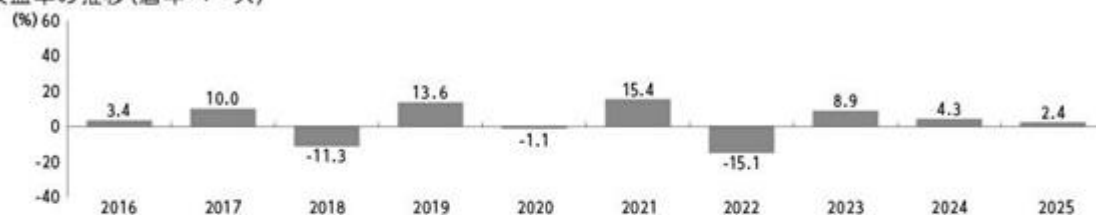
※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

運用実績(3)

基準日：2025年7月31日

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020

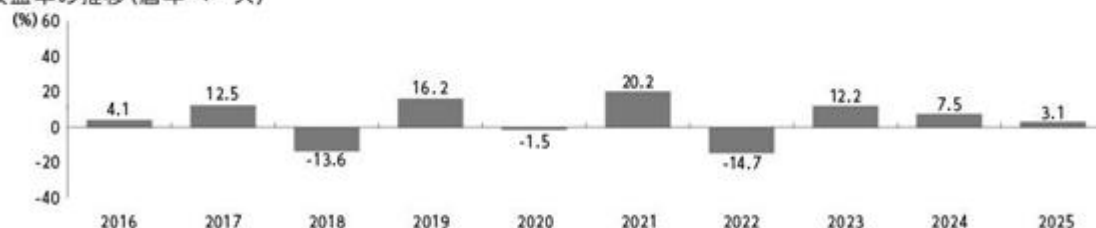
年間収益率の推移(暦年ベース)



ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。
2025年は基準日までの収益率を示しています。
ファンドのベンチマークはありません。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030

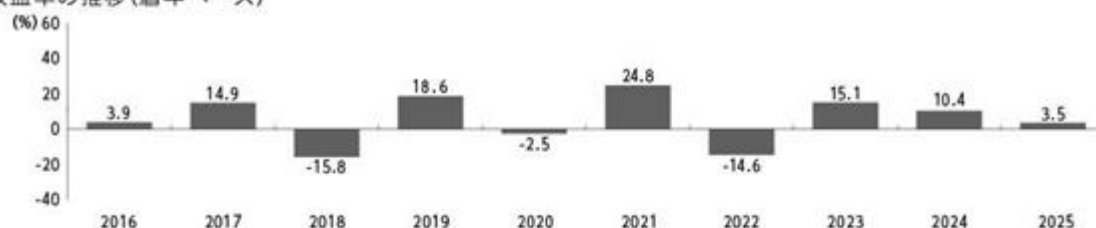
年間収益率の推移(暦年ベース)



ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。
2025年は基準日までの収益率を示しています。
ファンドのベンチマークはありません。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040

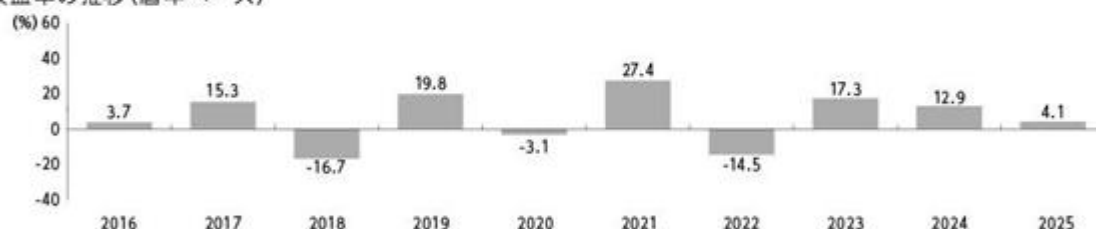
年間収益率の推移(暦年ベース)



ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。
2025年は基準日までの収益率を示しています。
ファンドのベンチマークはありません。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050

年間収益率の推移(暦年ベース)



ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。
2025年は基準日までの収益率を示しています。
ファンドのベンチマークはありません。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(2024年1月19日～2025年1月20日)における当ファンドの総経費率とその内訳は以下のとおりです。

ファンド名称	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
アライアンス・パースタイン・財産設計2020	1.43%	0.69%	0.74%
アライアンス・パースタイン・財産設計2030	1.50%	0.69%	0.81%
アライアンス・パースタイン・財産設計2040	1.58%	0.69%	0.89%
アライアンス・パースタイン・財産設計2050	1.81%	0.86%	0.95%

※ 総経費率は、対象期間中のファンドの運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率換算)です。

※ その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※ 投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。

※ 投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※ 詳細は、対象期間中の運用報告書(全体版)をご参照ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みの受付を行います。

ただし、ニューヨーク証券取引所およびニューヨークの銀行の休業日（以下「ニューヨークの休業日」といいます。）に該当する日には、取得申込みの受付は行いません。

原則、取得の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。その時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

（2）取扱いコース

当ファンドには、「財産設計2020」、「財産設計2030」、「財産設計2040」および「財産設計2050」があります。

また、各ファンドごとに、収益分配金の受取方法の異なる2つのコースがあります。

「一般コース」 収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

取扱うファンドやコースおよび自動けいぞく投資約款の名称は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認の上お申込みください。

スイッチングの取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（3）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

（4）申込単位

販売会社がそれぞれ定める単位とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金の再投資は、1口以上1口単位となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（5）申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（2.2%（税抜2.0%）が上限となっています。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースにおける収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

（6）受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

（７）その他留意点

委託会社は、合理的な理由から信託財産に属する資産の効率的な運用が妨げられると判断した場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することがあります。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

< 照会先 > アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-5962-9687（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）

ホームページアドレス： <https://www.alliancebernstein.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

（１）換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて一部解約の実行の請求の受付けを行います。

ただし、ニューヨークの休業日に該当する日には、一部解約の実行の請求の受付けは行いません。

原則、一部解約の実行の請求の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後 3 時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。その時間を過ぎての受付けは翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、一部解約による受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載または記録が行われます。

（２）換金価額

一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

（３）信託財産留保額

ありません。

（４）換金単位

1 口単位です。

販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

（５）換金手数料

ありません。

（６）換金代金支払日

一部解約請求受付日から起算して、原則として 6 営業日目から販売会社において支払います。

（７）その他留意点

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すことがあります。

一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記（２）に準じて計算された価額とします。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-5962-9687（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス： <https://www.alliancebernstein.co.jp>

３【資産管理等の概要】**（１）【資産の評価】**

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、１万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に、「財産設計２０２０」は「財産２０」、「財産設計２０３０」は「財産３０」、「財産設計２０４０」は「財産４０」、「財産設計２０５０」は「財産５０」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-5962-9687（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス： <https://www.alliancebernstein.co.jp>

主な資産の評価方法は以下のとおりです。

投資信託証券	原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
マザーファンド	原則として、計算日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（２）【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

各ファンドの信託期間は無期限とします。

ただし、「(5)その他 信託契約の解約(繰上償還)」の場合には、この信託契約を解約し信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

各ファンドの計算期間は、毎年１月19日から翌年１月18日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間はその翌日から開始します。

（５）【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

以下の記載は「財産設計２０２０」の場合です。なお、当事項は「財産設計２０３０」、「財産設計２０４０」および「財産設計２０５０」においても同様の取扱いとなります。

- a．委託会社は、以下の事由に該当する場合には、受託会社と合意のうえ、「財産設計２０２０」（以下本（５）において当ファンドといいます。）の信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

信託元本が10億円を下回ったとき

受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

- b．委託会社は、上記 a．の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び繰上償還の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c．上記 b．の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 c．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d．上記 b．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
- e．上記 b．から d．までの規定は、委託会社が繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b．から d．までに規定する当ファンドの繰上償還の手続きを行うことが困難なときには適用しません。
- f．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、以下の「信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、以下の「信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- a. 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は本 に掲げる方法以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項（信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記 b. の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記 b. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の3分の2以上に当たる多数をもって行います。書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- e. 上記 b. から d. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- f. 上記の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に定める信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
b. 他の受益者が有する受益権の内容

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<https://www.alliancebernstein.co.jp>）に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報）および期間中の運用経過や信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、知れている受益者に対して販売会社を通じて提供等を行います。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。

なお、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には提供等を行います。

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改等

- a．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

- b．信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない限り、契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。

いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除することができます。

信託事務の委託

受託会社は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は、次の区分に従い支払われ、または再投資されます。

- a．「一般コース」の場合

毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

- b．「自動けいぞく投資コース」の場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について上記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して1口単位または委託会社の指定する販売会社が委託会社の承認を得て定める一部解約単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとしします。ただし、ニューヨークの休業日に当たるときは、一部解約の実行の請求をすることはできません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期（2024年1月19日から2025年1月20日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期（2024年1月19日から2025年1月20日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期 (2024年 1月18日現在)	第16期 (2025年 1月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,485,244	83,173,389
投資信託受益証券	1,733,068,469	1,441,589,212
親投資信託受益証券	193,063,421	166,586,442
未収入金	9,900,000	6,290,000
未収利息	-	364
流動資産合計	1,938,517,134	1,697,639,407
資産合計	1,938,517,134	1,697,639,407
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,821,879	2,014,735
未払受託者報酬	564,284	493,798
未払委託者報酬	6,602,171	5,777,390
未払利息	7	-
その他未払費用	765,323	769,361
流動負債合計	17,753,664	9,055,284
負債合計	17,753,664	9,055,284
純資産の部		
元本等		
元本	906,848,598	752,874,675
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,013,914,872	935,709,448
（分配準備積立金）	259,964,949	201,278,183
元本等合計	1,920,763,470	1,688,584,123
純資産合計	1,920,763,470	1,688,584,123
負債純資産合計	1,938,517,134	1,697,639,407

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期 (自 2023年 1月19日 至 2024年 1月18日)	第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
営業収益		
受取利息	-	39,885
有価証券売買等損益	88,012,920	122,876,351
営業収益合計	88,012,920	122,916,236
営業費用		
支払利息	2,113	274
受託者報酬	1,167,788	1,006,165
委託者報酬	13,663,078	11,772,009
その他費用	1,659,712	1,614,237
営業費用合計	16,492,691	14,392,685
営業利益又は営業損失（ ）	71,520,229	108,523,551
経常利益又は経常損失（ ）	71,520,229	108,523,551
当期純利益又は当期純損失（ ）	71,520,229	108,523,551
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	8,150,538	20,335,939
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,161,961,218	1,013,914,872
剰余金増加額又は欠損金減少額	100,723,700	70,082,188
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	100,723,700	70,082,188
剰余金減少額又は欠損金増加額	312,139,737	236,475,224
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	312,139,737	236,475,224
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,013,914,872	935,709,448

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、2024年1月19日から2025年1月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第15期 (自 2023年 1月19日 至 2024年 1月18日)	第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

第15期 (2024年 1月18日現在)	第16期 (2025年 1月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 906,848,598口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 752,874,675口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.1181円 (10,000口当たり純資産額 21,181円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.2428円 (10,000口当たり純資産額 22,428円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第15期 (自 2023年 1月19日 至 2024年 1月18日)	第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 同左

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

第15期 (自 2023年 1月19日 至 2024年 1月18日)	第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 （３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	（１）金融商品に対する取組方針 同左 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 （３）金融商品に係るリスク管理体制 同左 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第15期 (2024年 1月18日現在)	第16期 (2025年 1月20日現在)
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 （２）時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 （２）時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第15期 (自 2023年 1月19日 至 2024年 1月18日)	第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われてい ないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第15期 (2024年 1月18日現在)	第16期 (2025年 1月20日現在)
期首元本額 1,109,979,663円	期首元本額 906,848,598円
期中追加設定元本額 95,059,351円	期中追加設定元本額 57,026,611円
期中一部解約元本額 298,190,416円	期中一部解約元本額 211,000,534円

２．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第15期 (2024年 1月18日現在)	第16期 (2025年 1月20日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	54,367,176	81,159,272
親投資信託受益証券	12,867,432	12,683,325
合計	67,234,608	93,842,597

３．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１．有価証券明細表

（１）株式（2025年 1月20日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券（2025年 1月20日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド（50%ヘッジ）	200,964,156	772,586,601	
		適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド（為替ヘッジあり） - 4	630,064,618	669,002,611	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：85.4%	831,028,774	1,441,589,212 89.6%	
		投資信託受益証券計		1,441,589,212	
	親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド	31,835,657	166,586,442
小計			銘柄数：1 組入時価比率：9.9%	31,835,657	166,586,442 10.4%
親投資信託受益証券計			166,586,442		
合計			1,608,175,654		

（注１）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第15期 (2024年 1月18日現在)	第16期 (2025年 1月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,060,694	2,133,625
投資信託受益証券	2,496,856,225	2,408,903,733
親投資信託受益証券	274,095,015	266,064,742
未収入金	13,000,000	13,400,000
未収利息	-	9
流動資産合計	2,787,011,934	2,690,502,109
資産合計	2,787,011,934	2,690,502,109
負債の部		
流動負債		
未払解約金	18,267,296	5,272,229
未払受託者報酬	837,947	774,852
未払委託者報酬	9,803,914	9,065,715
未払利息	8	-
その他未払費用	1,074,035	1,138,268
流動負債合計	29,983,200	16,251,064
負債合計	29,983,200	16,251,064
純資産の部		
元本等		
元本	1,108,796,869	986,459,390
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,648,231,865	1,687,791,655
（分配準備積立金）	391,056,626	472,448,388
元本等合計	2,757,028,734	2,674,251,045
純資産合計	2,757,028,734	2,674,251,045
負債純資産合計	2,787,011,934	2,690,502,109

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期 (自 2023年 1月19日 至 2024年 1月18日)	第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
営業収益		
受取利息	-	2,688
有価証券売買等損益	213,607,445	264,317,235
営業収益合計	213,607,445	264,319,923
営業費用		
支払利息	3,510	578
受託者報酬	1,681,755	1,541,520
委託者報酬	19,676,386	18,035,662
その他費用	2,277,179	2,380,205
営業費用合計	23,638,830	21,957,965
営業利益又は営業損失（ ）	189,968,615	242,361,958
経常利益又は経常損失（ ）	189,968,615	242,361,958
当期純利益又は当期純損失（ ）	189,968,615	242,361,958
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	31,753,212	38,571,826
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,755,049,724	1,648,231,865
剰余金増加額又は欠損金減少額	224,638,960	178,953,679
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	224,638,960	178,953,679
剰余金減少額又は欠損金増加額	489,672,222	343,184,021
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	489,672,222	343,184,021
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,648,231,865	1,687,791,655

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
	(2) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、2024年1月19日から2025年1月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第15期 (自 2023年 1月19日 至 2024年 1月18日)	第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

第15期 (2024年 1月18日現在)	第16期 (2025年 1月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,108,796,869口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 986,459,390口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.4865円 (10,000口当たり純資産額 24,865円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.7110円 (10,000口当たり純資産額 27,110円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第15期 (自 2023年 1月19日 至 2024年 1月18日)	第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 同左

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

第15期 (自 2023年 1月19日 至 2024年 1月18日)	第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 （３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	（１）金融商品に対する取組方針 同左 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 （３）金融商品に係るリスク管理体制 同左 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第15期 (2024年 1月18日現在)	第16期 (2025年 1月20日現在)
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 （２）時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 （２）時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第15期 (自 2023年 1月19日 至 2024年 1月18日)	第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第15期 (2024年 1月18日現在)	第16期 (2025年 1月20日現在)
期首元本額	1,311,699,358円
期中追加設定元本額	162,367,215円
期中一部解約元本額	365,269,704円
期首元本額	1,108,796,869円
期中追加設定元本額	107,390,193円
期中一部解約元本額	229,727,672円

２．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第15期 (2024年 1月18日現在)	第16期 (2025年 1月20日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	154,223,375	204,286,414
親投資信託受益証券	18,409,831	20,257,265
合計	172,633,206	224,543,679

３．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１．有価証券明細表

（１）株式（2025年 1月20日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券（2025年 1月20日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド（50%ヘッジ）	434,414,386	1,670,062,665	
		適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド（為替ヘッジあり） - 4	695,838,264	738,841,068	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：90.1%	1,130,252,650	2,408,903,733 90.1%	
		投資信託受益証券計		2,408,903,733	
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド	50,846,550	266,064,742	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：9.9%	50,846,550	266,064,742 9.9%	
		親投資信託受益証券計		266,064,742	
	合計			2,674,968,475	

（注１）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第15期 (2024年 1月18日現在)	第16期 (2025年 1月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,722,379	2,389,005
投資信託受益証券	1,738,934,212	1,786,130,296
親投資信託受益証券	192,229,708	196,809,994
未収入金	8,600,000	6,300,000
未収利息	-	10
流動資産合計	1,943,486,299	1,991,629,305
資産合計	1,943,486,299	1,991,629,305
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,140,105	1,240,018
未払受託者報酬	561,046	569,474
未払委託者報酬	6,564,183	6,662,765
未払利息	10	-
その他未払費用	759,902	861,396
流動負債合計	15,025,246	9,333,653
負債合計	15,025,246	9,333,653
純資産の部		
元本等		
元本	700,074,074	642,926,183
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,228,386,979	1,339,369,469
（分配準備積立金）	313,085,108	455,608,913
元本等合計	1,928,461,053	1,982,295,652
純資産合計	1,928,461,053	1,982,295,652
負債純資産合計	1,943,486,299	1,991,629,305

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期 (自 2023年 1月19日 至 2024年 1月18日)	第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
営業収益		
受取利息	-	1,668
有価証券売買等損益	190,150,604	241,576,370
営業収益合計	190,150,604	241,578,038
営業費用		
支払利息	2,468	401
受託者報酬	1,109,255	1,119,165
委託者報酬	12,978,162	13,094,092
その他費用	1,576,314	1,772,820
営業費用合計	15,666,199	15,986,478
営業利益又は営業損失（ ）	174,484,405	225,591,560
経常利益又は経常損失（ ）	174,484,405	225,591,560
当期純利益又は当期純損失（ ）	174,484,405	225,591,560
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	24,995,500	29,847,576
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,199,748,346	1,228,386,979
剰余金増加額又は欠損金減少額	154,431,068	136,644,186
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	154,431,068	136,644,186
剰余金減少額又は欠損金増加額	275,281,340	221,405,680
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	275,281,340	221,405,680
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,228,386,979	1,339,369,469

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、2024年1月19日から2025年1月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第15期 (自 2023年 1月19日 至 2024年 1月18日)	第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

第15期 (2024年 1月18日現在)	第16期 (2025年 1月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 700,074,074口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 642,926,183口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.7547円 (10,000口当たり純資産額 27,547円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.0832円 (10,000口当たり純資産額 30,832円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第15期 (自 2023年 1月19日 至 2024年 1月18日)	第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 同左

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

第15期 (自 2023年 1月19日 至 2024年 1月18日)	第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 （３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	（１）金融商品に対する取組方針 同左 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 （３）金融商品に係るリスク管理体制 同左 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第15期 (2024年 1月18日現在)	第16期 (2025年 1月20日現在)
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 （２）時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 （２）時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第15期 (自 2023年 1月19日 至 2024年 1月18日)	第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第16期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第15期 (2024年 1月18日現在)	第16期 (2025年 1月20日現在)
期首元本額	783,714,107円
期中追加設定元本額	95,659,410円
期中一部解約元本額	179,299,443円

２．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第15期 (2024年 1月18日現在)	第16期 (2025年 1月20日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	151,524,356	200,983,044
親投資信託受益証券	13,185,646	14,856,564
合計	164,710,002	215,839,608

３．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１．有価証券明細表

（１）株式（2025年 1月20日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券（2025年 1月20日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド（50%ヘッジ）	395,296,509	1,519,677,899	
		適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド（為替ヘッジあり） - 4	250,944,055	266,452,397	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：90.1%	646,240,564	1,786,130,296 90.1%	
		投資信託受益証券計		1,786,130,296	
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド	37,611,557	196,809,994	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：9.9%	37,611,557	196,809,994 9.9%	
		親投資信託受益証券計		196,809,994	
	合計			1,982,940,290	

（注１）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 (2024年 1月18日現在)	第10期 (2025年 1月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,091,776	5,903,414
投資信託受益証券	1,059,553,765	1,174,073,074
親投資信託受益証券	116,741,509	129,918,809
未収入金	9,300,000	2,700,000
未収利息	-	25
流動資産合計	1,189,687,050	1,312,595,322
資産合計	1,189,687,050	1,312,595,322
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,859,806	1,998,061
未払受託者報酬	340,934	364,340
未払委託者報酬	5,011,728	5,355,840
未払利息	11	-
その他未払費用	507,622	593,495
流動負債合計	10,720,101	8,311,736
負債合計	10,720,101	8,311,736
純資産の部		
元本等		
元本	824,409,261	797,068,240
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	354,557,688	507,215,346
（分配準備積立金）	187,530,660	302,495,196
元本等合計	1,178,966,949	1,304,283,586
純資産合計	1,178,966,949	1,304,283,586
負債純資産合計	1,189,687,050	1,312,595,322

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 (自 2023年 1月19日 至 2024年 1月18日)	第10期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
営業収益		
受取利息	-	1,465
有価証券売買等損益	136,669,925	180,885,097
営業収益合計	136,669,925	180,886,562
営業費用		
支払利息	1,813	365
受託者報酬	667,417	709,649
委託者報酬	9,810,851	10,431,815
その他費用	1,042,497	1,210,590
営業費用合計	11,522,578	12,352,419
営業利益又は営業損失（ ）	125,147,347	168,534,143
経常利益又は経常損失（ ）	125,147,347	168,534,143
当期純利益又は当期純損失（ ）	125,147,347	168,534,143
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	19,168,204	21,527,911
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	262,463,888	354,557,688
剰余金増加額又は欠損金減少額	55,111,585	72,402,303
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	55,111,585	72,402,303
剰余金減少額又は欠損金増加額	68,996,928	66,750,877
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	68,996,928	66,750,877
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	354,557,688	507,215,346

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第10期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、2024年1月19日から2025年1月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第9期 (自 2023年 1月19日 至 2024年 1月18日)	第10期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

第9期 (2024年 1月18日現在)	第10期 (2025年 1月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 824,409,261口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 797,068,240口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4301円 (10,000口当たり純資産額 14,301円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6364円 (10,000口当たり純資産額 16,364円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第9期 (自 2023年 1月19日 至 2024年 1月18日)	第10期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 同左

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

第9期 (自 2023年 1月19日 至 2024年 1月18日)	第10期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 （３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	（１）金融商品に対する取組方針 同左 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 （３）金融商品に係るリスク管理体制 同左 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第9期 (2024年 1月18日現在)	第10期 (2025年 1月20日現在)
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 （２）時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 （２）時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期 (自 2023年 1月19日 至 2024年 1月18日)	第10期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第10期 (自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第9期 (2024年 1月18日現在)	第10期 (2025年 1月20日現在)
期首元本額 902,739,288円	期首元本額 824,409,261円
期中追加設定元本額 154,951,258円	期中追加設定元本額 124,649,844円
期中一部解約元本額 233,281,285円	期中一部解約元本額 151,990,865円

２．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第9期 (2024年 1月18日現在)	第10期 (2025年 1月20日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	113,665,765	159,749,860
親投資信託受益証券	7,974,513	8,905,894
合計	121,640,278	168,655,754

３．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１．有価証券明細表

（１）株式（2025年 1月20日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券（2025年 1月20日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド（50%ヘッジ）	305,398,261	1,174,073,074	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：90.0%	305,398,261	1,174,073,074 90.0%	
		投資信託受益証券計		1,174,073,074	
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド	24,828,255	129,918,809	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：10.0%	24,828,255	129,918,809 10.0%	
		親投資信託受益証券計		129,918,809	
合計				1,303,991,883	

（注１）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020」、「アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030」、「アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040」及び「アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050」は「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

また、「アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020」、「アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030」及び「アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040」は「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド（50%ヘッジ）」及び「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド（為替ヘッジあり）- 4」受益証券、「アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050」は「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド（50%ヘッジ）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はすべてこれら証券投資信託の受益証券です。

なお、「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド（50%ヘッジ）」は「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バリュー株・マザーファンド」及び「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド」受益証券を、「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド（為替ヘッジあり）- 4」は「アライアンス・バーンスタイン・世界債券マザーファンド」受益証券をそれぞれ主要投資対象としております。

１．「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

貸借対照表

(単位：円)

対象年月日	(2025年 1月20日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	4,767,278
コール・ローン	1,884,833
株式	110,134,007
投資証券	639,376,103
派生商品評価勘定	3,360,037
未収配当金	1,763,168
未収利息	8
流動資産合計	761,285,434
資産合計	761,285,434
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	112,634
未払金	1,052,755
未払解約金	736,954
流動負債合計	1,902,343
負債合計	1,902,343
純資産の部	
元本等	
元本	145,122,019
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	614,261,072
元本等合計	759,383,091
純資産合計	759,383,091
負債純資産合計	761,285,434

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	(自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (3) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 配当株式 配当株式は、原則として配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。 (3) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 (4) 為替差損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

(自 2024年 1月19日 至 2025年 1月20日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（その他の注記）

(2025年 1月20日現在)		
1.	元本の移動	
	期首	2024年 1月19日
	期首元本額	160,546,440円
	2024年1月19日より2025年1月20日までの期中追加設定元本額	6,684,816円
	2024年1月19日より2025年1月20日までの期中一部解約元本額	22,109,237円
	期末元本額	145,122,019円
	期末元本額の内訳 *	
	アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2 0 2 0	31,835,657円
	アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2 0 3 0	50,846,550円
	アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2 0 4 0	37,611,557円
	アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2 0 5 0	24,828,255円
2.	2025年1月20日における1単位当たりの純資産の額	
	1口当たり純資産額	5.2327円
	(10,000口当たり純資産額)	(52,327円)

（注1）*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

附属明細表

第１．有価証券明細表

(１) 株式 (2025年 1月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	オープンハウスグループ	400	5,159.00	2,063,600	
	三井不動産	11,200	1,292.50	14,476,000	
	三菱地所	2,600	2,146.50	5,580,900	
	住友不動産	1,000	4,913.00	4,913,000	
	カチタス	2,700	2,164.00	5,842,800	
小計	銘柄数：5			32,876,300	
	組入時価比率：4.3%			29.9%	
米ドル	PULTEGROUP INC	295	117.03	34,523.85	
小計	銘柄数：1			34,523.85	
	組入時価比率：0.7%			(5,388,482)	4.9%
カナダドル	CHARTWELL RETIREMENT RESIDEN	4,057	15.47	62,761.79	
小計	銘柄数：1			62,761.79	
	組入時価比率：0.9%			(6,772,624)	6.1%
ユーロ	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	1,625	10.06	16,347.50	
	CTP NV W/I	916	15.54	14,234.64	
	LEG IMMOBILIEN SE	353	77.78	27,456.34	
	TAG IMMOBILIEN AG	1,303	13.72	17,877.16	
	VONOVIA SE	2,003	28.55	57,185.65	
	銘柄数：5			133,101.29	
小計	組入時価比率：2.8%			(21,364,088)	19.4%
スイスフラン	PSP SWISS PROPERTY AG-REG	463	132.00	61,116.00	
小計	銘柄数：1			61,116.00	
	組入時価比率：1.4%			(10,431,890)	9.5%
スウェーデンクローナ	CASTELLUM AB	1,760	119.25	209,880.00	
	CATENA AB	414	465.50	192,717.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	3,958	77.52	306,824.16	
	PANDOX AB	1,036	190.60	197,461.60	
	銘柄数：4			906,882.76	
小計	組入時価比率：1.7%			(12,669,152)	11.5%
オーストラリアドル	NEXTDC LTD	1,794	15.47	27,753.18	
小計	銘柄数：1			27,753.18	
	組入時価比率：0.4%			(2,687,062)	2.4%
香港ドル	SUN HUNG KAI PROPERTIES LTD	5,750	69.90	401,925.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	15,200	15.34	233,168.00	
小計	銘柄数：2			635,093.00	
	組入時価比率：1.7%			(12,733,614)	11.6%
シンガポールドル	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	7,900	2.47	19,513.00	
小計	銘柄数：1			19,513.00	
	組入時価比率：0.3%			(2,227,408)	2.0%
イスラエルシェケル	AZRIELI GROUP LTD	214	318.50	68,159.00	
小計	銘柄数：1			68,159.00	
	組入時価比率：0.4%			(2,983,387)	2.7%
合 計				110,134,007	
				(77,257,707)	

(注１)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注２)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注３)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券 (2025年 1月20日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	16	4,388,800	
		日本プロロジスリート投資法人	9	2,079,000	
		星野リゾート・リート投資法人	4	832,800	
		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	56	5,588,800	
		日本ビルファンド投資法人	22	2,622,400	
		日本ロジスティクスファンド投資法人	12	3,152,400	
		K D X 不動産投資法人	12	1,752,000	
		大和証券オフィス投資法人	28	7,994,000	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人	23	1,614,600	
		銘柄数：9	182	30,024,800	
		組入時価比率：4.0%		4.7%	
	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	4,075	92,298.75	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	2,510	70,029.00	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	3,825	100,635.75	
		BXP INC	485	35,497.15	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	2,815	83,239.55	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	1,456	259,794.08	
		EQUINIX INC	289	264,605.51	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	2,590	82,103.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	558	84,034.80	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST INC	5,210	98,990.00	
		INVITATION HOMES INC	1,810	56,689.20	
		IRON MOUNTAIN INC	647	70,665.34	
		LINEAGE INC	446	25,948.28	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	977	147,058.04	
		NETSTREIT CORP	2,924	42,602.68	
		PROLOGIS INC	2,619	286,728.12	
		PUBLIC STORAGE	480	142,113.60	
		REALTY INCOME CORP	1,587	86,681.94	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	1,609	62,751.00	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	577	59,407.92	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	1,008	175,533.12	
		STAG INDUSTRIAL INC	885	30,045.75	
		SUN COMMUNITIES INC	507	63,821.16	
		UDR INC	3,310	136,372.00	
		VENTAS INC	2,765	162,858.50	
		VICI PROPERTIES INC	4,011	117,722.85	
		WELLTOWER INC	1,949	252,083.66	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	1,490	22,111.60	
		銘柄数：28	53,414	3,112,422.35	
		組入時価比率：64.0%		(485,786,880)	
				75.9%	
	カナダドル	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	3,087	36,087.03	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	2,420	40,583.40	
	小計	銘柄数：2	5,507	76,670.43	
		組入時価比率：1.1%		(8,273,506)	
				1.3%	
	ユーロ	AEDIFICA	330	18,876.00	
		COVIVIO	349	17,317.38	
		KLEPIERRE	936	26,638.56	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	2,110	22,745.80	
		SHURGARD SELF STORAGE LTD	324	11,502.00	
		UNIBAIL RODAMCO WESTFIELD	389	29,034.96	
	小計	銘柄数：6	4,438	126,114.70	
		組入時価比率：2.7%		(20,242,670)	
				3.2%	
	英ポンド	DERWENT LONDON PLC	790	15,405.00	
		HAMMERSON PLC	7,200	20,419.20	

	LAND SECURITIES GROUP PLC	4,220	24,138.40	
	SEGRO PLC	2,518	18,064.13	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	小計	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	17,640	12,295.08	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	13,057	18,201.45	
		UNITE GROUP PLC/THE	2,600	21,866.00	
		銘柄数：7	48,025	130,389.26	
		組入時価比率：3.3%		(24,796,125)	3.9%
	オーストラリアドル	CHARTER HALL GROUP	2,560	38,169.60	
		DEXUS	5,220	35,078.40	
		GOODMAN GROUP	4,400	166,496.00	
		SCENTRE GROUP	22,040	78,903.20	
		STOCKLAND	31,690	160,034.50	
		銘柄数：5	65,910	478,681.70	
		組入時価比率：6.1%		(46,345,962)	7.2%
	香港ドル 小計	LINK REIT	6,509	211,217.05	
		銘柄数：1	6,509	211,217.05	
		組入時価比率：0.6%		(4,234,901)	0.7%
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	27,400	71,514.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	28,496	55,852.16	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	12,100	25,531.00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	15,300	19,431.00	
		銘柄数：4	83,296	172,328.16	
		組入時価比率：2.6%		(19,671,259)	3.1%
合計				639,376,103	
				(609,351,303)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（2025年 1月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	買建	10,167,117	-	10,054,840	112,277
	米ドル	9,451,824	-	9,339,252	112,572
	ユーロ	369,061	-	369,147	86
	スウェーデンクローナ	346,232	-	346,441	209
	売建	349,885,720	-	346,526,040	3,359,680
	米ドル	250,073,846	-	247,554,234	2,519,612
	カナダドル	10,833,282	-	10,663,161	170,121
	ユーロ	21,800,677	-	21,632,265	168,412
	英ポンド	12,231,001	-	12,135,206	95,795
	スウェーデンクローナ	8,223,162	-	8,177,337	45,825
	オーストラリアドル	23,416,668	-	23,270,188	146,480
	香港ドル	11,010,484	-	10,901,962	108,522
	シンガポールドル	12,296,600	-	12,191,687	104,913
合計		360,052,837	-	356,580,880	3,247,403

(注1)時価の算定方法

為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(注3)上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

2. 「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド（50%ヘッジ）」の状況

当ファンドは、第16期（2024年1月13日から2025年1月14日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

2025年1月14日現在、当ファンドが組入れた有価証券の状況は次の通りです。

（1）株式（2025年 1月14日現在）

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券（2025年 1月14日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バリュー株・マザーファンド	947,954,393	2,564,974,996	
		アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド	374,362,874	2,548,512,701	
		銘柄数：2 組入時価比率：101.3%	1,322,317,267	5,113,487,697 100.0%	
	小計				
合計				5,113,487,697	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

当ファンドが利用しているデリバティブ取引等の状況は次の通りです。

第16期（2025年 1月14日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	2,469,314,000	-	2,455,976,774	13,337,226
	米ドル	1,961,168,000	-	1,956,081,539	5,086,461
	カナダドル	31,743,000	-	31,625,672	117,328
	ユーロ	161,398,000	-	159,400,232	1,997,768
	英ポンド	220,001,000	-	214,693,770	5,307,230
	スイスフラン	56,485,000	-	55,855,396	629,604
	スウェーデンクローナ	166,000	-	163,800	2,200
	ノルウェークローネ	12,435,000	-	12,317,926	117,074
	デンマーククローネ	134,000	-	132,349	1,651
	香港ドル	25,779,000	-	25,701,063	77,937
	イスラエルシェケル	5,000	-	5,027	27
合計		2,469,314,000	-	2,455,976,774	13,337,226

(注1)時価の算定方法

為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(注3)上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

3. 「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バリュース株・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外となっております。

2025年 1月14日現在、当ファンドが組入れた有価証券の状況は次の通りです。

(1) 株式 (2025年 1月14日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	清水建設	23,100	1,261.50	29,140,650	
	東ソー	6,100	2,068.00	12,614,800	
	E N E O Sホールディングス	17,700	805.00	14,248,500	
	ソニーグループ	13,900	3,155.00	43,854,500	
	豊田自動織機	3,300	12,255.00	40,441,500	
	本田技研工業	7,300	1,479.00	10,796,700	
	りそなホールディングス	22,000	1,107.00	24,354,000	
小計	銘柄数：7			175,450,650	
	組入時価比率：6.8%			7.2%	
米ドル	BAKER HUGHES CO	5,134	44.83	230,157.22	
	CAMECO CORP	4,454	48.80	217,355.20	
	CRH PLC	1,879	91.55	172,022.45	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	3,059	75.15	229,883.85	
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	490	146.47	71,770.30	
	CNH INDUSTRIAL NV	15,740	11.67	183,685.80	
	MASTEC INC	693	144.07	99,840.51	
	MIDDLEBY CORP	926	136.71	126,593.46	
	ROBERT HALF INC	2,744	67.00	183,848.00	
	ARCBEST CORP	1,275	96.56	123,114.00	
	RYANAIR HOLDINGS PLC-SP ADR	4,017	41.88	168,231.96	
	TAPESTRY INC	1,509	66.75	100,725.75	
	TAYLOR MORRISON HOME CORP	1,282	61.26	78,535.32	
	MCDONALD'S CORP	853	283.63	241,936.39	
	ALPHABET INC-CL A	2,792	191.01	533,299.92	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	535	337.84	180,744.40	
	COMCAST CORP-CL A	4,427	36.45	161,364.15	
	META PLATFORMS INC-A	154	608.33	93,682.82	
	WALT DISNEY CO/THE	2,054	108.08	221,996.32	
	BATH & BODY WORKS INC	4,007	36.78	147,377.46	
	LOWE'S COS INC	848	248.66	210,863.68	
	DOLLAR TREE INC	2,876	71.15	204,627.40	
	WALMART INC	1,903	91.53	174,181.59	
	COCA-COLA CO/THE	2,636	61.65	162,509.40	
	NOMAD FOODS LTD	3,552	15.81	56,157.12	
	LABCORP HOLDINGS INC	778	234.10	182,129.80	
	MCKESSON CORP	178	585.08	104,144.24	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	501	541.14	271,111.14	

ABBVIE INC	763	176.74	134,852.62	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	3,629	55.36	200,901.44	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
小計	ICON PLC	1,049	217.99	228,671.51	
	MERCK & CO. INC.	2,761	100.98	278,805.78	
	ROYALTY PHARMA PLC- CL A	6,632	29.99	198,893.68	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	228	555.52	126,658.56	
	BANK OF AMERICA CORP	6,009	45.06	270,765.54	
	WELLS FARGO&COMPANY	3,768	70.53	265,757.04	
	FISERV INC	1,042	201.53	209,994.26	
	SCHWAB(CHARLES)CORP	3,552	72.66	258,088.32	
	PROGRESSIVE CORP	758	235.78	178,721.24	
	ADOBE INC	248	408.50	101,308.00	
	MICROSOFT CORP	1,863	417.19	777,224.97	
	ORACLE CORPORATION	2,969	153.92	456,988.48	
	APPLE INC	2,414	234.40	565,841.60	
	WESTERN DIGITAL CORP	3,996	62.02	247,831.92	
	T-MOBILE US INC	1,095	213.46	233,738.70	
	AMEREN CORPORATION	1,212	88.81	107,637.72	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	1,325	94.54	125,265.50	
	KLA CORPORATION	150	690.99	103,648.50	
	LAM RESEARCH CORP	3,096	74.45	230,497.20	
	NVIDIA CORP	1,850	133.23	246,475.50	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	576	206.83	119,134.08	
	銘柄数：51			10,599,591.81 (1,670,177,681)	
	組入時価比率：65.1%			68.2%	
カナダドル 小計	LUNDIN MINING CORP	15,855	12.13	192,321.15	
	銘柄数：1			192,321.15 (21,080,321)	
	組入時価比率：0.8%			0.9%	
ユーロ 小計	REPSOL SA	5,842	11.90	69,519.80	
	SHELL PLC	10,971	32.01	351,236.56	
	VALLOUREC SA	6,532	18.09	118,196.54	
	AIRBUS SE	1,464	155.44	227,564.16	
	PRYSMIAN SPA	1,298	63.86	82,890.28	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	460	248.00	114,080.00	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	2,900	32.30	93,670.00	
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	8,328	8.99	74,868.72	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES A	46,231	2.28	105,684.06	
	ENEL SPA	17,602	6.88	121,189.77	
	ENERGIAS DE PORTUGAL SA	48,228	3.03	146,564.89	
	銘柄数：11			1,505,464.78 (243,027,179)	
	組入時価比率：9.5%			9.9%	
英ポンド 小計	ENDEAVOUR MINING PLC	4,295	14.85	63,780.75	
	BAE SYSTEMS PLC	12,838	11.81	151,680.97	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	39,304	5.57	219,001.88	
	BURBERRY GROUP PLC	11,966	9.68	115,830.88	
	ENTAIN PLC	10,751	6.24	67,107.74	
	JD SPORTS FASHION PLC	117,227	0.96	112,889.60	
	NATWEST GROUP PLC	35,604	3.81	135,900.46	
	PRUDENTIAL PLC	18,361	5.95	109,284.67	
	銘柄数：8			975,476.95 (187,672,010)	
	組入時価比率：7.3%			7.7%	
スイスフラン 小計	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	760	264.90	201,324.00	
	銘柄数：1			201,324.00 (34,601,555)	
	組入時価比率：1.3%			1.4%	
韓国ウォン	HYUNDAI ROTEM CO LTD	2,618	55,400.00	145,037,200.00	

小計	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	5,751	54,100.00	311,129,100.00	
	銘柄数：2			456,166,300.00 (49,083,493)	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	組入時価比率：1.9%			2.0%	
新台幣ドル	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	13,100	1,075.00	14,082,500.00	
小計	銘柄数：1			14,082,500.00 (66,973,553)	
	組入時価比率：2.6%			2.7%	
合 計				2,448,066,442 (2,272,615,792)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券 (2025年 1月14日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	EQUINIX INC	179	161,037.35	
		STAG INDUSTRIAL INC	3,659	120,564.05	
	小計	銘柄数：2	3,838	281,601.40 (44,371,932)	
		組入時価比率：1.7%		100.0%	
	合計			44,371,932 (44,371,932)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

当ファンドが利用しているデリバティブ取引等の状況は次の通りです。

該当事項はありません。

4 . 「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外となっております。

2025年 1月14日現在、当ファンドが組入れた有価証券の状況は次の通りです。

(1) 株式 (2025年 1月14日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	キーエンス	9,000	62,120.00	559,080,000	
	テルモ	212,100	2,991.00	634,391,100	
小計	銘柄数：2			1,193,471,100	
	組入時価比率：3.9%			4.0%	
米ドル	CAMECO CORP	56,227	48.80	2,743,877.60	
	AECOM	37,110	108.47	4,025,321.70	
	HEXCEL CORP	49,342	65.78	3,245,716.76	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	15,409	275.53	4,245,641.77	
	TETRA TECH INC	61,716	41.80	2,579,728.80	
	VERALTO CORP	48,286	101.14	4,883,646.04	
	WASTE MANAGEMENT INC	22,842	207.53	4,740,400.26	
	APTIV PLC	48,217	60.61	2,922,432.37	
	ON HOLDING AG-CLASS A	80,292	55.38	4,446,570.96	
	MERCADOLIBRE INC	2,744	1,740.00	4,774,560.00	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	22,107	158.84	3,511,475.88	
	BECTON DICKINSON AND CO	17,515	236.19	4,136,867.85	
	GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	51,367	85.36	4,384,687.12	
	HOLOGIC INC	36,607	70.29	2,573,106.03	
	BRUKER CORP	25,867	62.95	1,628,327.65	

ICON PLC	13,962	217.99	3,043,576.38	
NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	361,833	11.08	4,009,109.64	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
小計	FISERV INC	24,520	201.53	4,941,515.60	
	JEFFERIES FINANCIAL GROUP INC	50,532	70.88	3,581,708.16	
	VISA INC-CLASS A SHARES	16,780	306.92	5,150,117.60	
	AFLAC INC	38,799	102.49	3,976,509.51	
	REINSURANCE GROUP OF AMERICA	14,432	214.15	3,090,612.80	
	ACCENTURE PLC-CL A	12,765	349.14	4,456,772.10	
	ADOBE INC	8,565	408.50	3,498,802.50	
	BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	42,516	45.36	1,928,525.76	
	CADENCE DESIGN SYS INC	13,382	292.50	3,914,235.00	
	FAIR ISAAC CORP	1,759	1,911.98	3,363,172.82	
	MICROSOFT CORP	17,579	417.19	7,333,783.01	
	PALO ALTO NETWORKS INC	14,337	167.82	2,406,035.34	
	ARISTA NETWORKS INC	30,039	112.64	3,383,592.96	
	FLEX LTD	146,090	39.52	5,773,476.80	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE-ADR	170,663	14.45	2,466,080.35	
	NEXTERA ENERGY INC	65,187	66.96	4,364,921.52	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	4,167	587.35	2,447,487.45	
	NVIDIA CORP	46,956	133.23	6,255,947.88	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	15,912	206.83	3,291,078.96	
	銘柄数：36			137,519,422.93 (21,668,935,471)	
	組入時価比率：71.1%			71.8%	
カナダドル 小計	WSP GLOBAL INC	17,366	238.23	4,137,102.18	
	銘柄数：1			4,137,102.18 (453,467,769)	
	組入時価比率：1.5%			1.5%	
ユーロ 小計	PRYSMIAN SPA	31,435	63.86	2,007,439.10	
	ASML HOLDING NV	3,436	711.50	2,444,714.00	
	銘柄数：2			4,452,153.10 (718,711,074)	
	組入時価比率：2.4%			2.4%	
英ポンド 小計	EXPERIAN PLC	65,723	34.32	2,255,613.36	
	RELX PLC	63,586	37.65	2,394,012.90	
	UNILEVER PLC	69,688	45.31	3,157,563.28	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	36,284	115.70	4,198,058.80	
	HALMA PLC	95,741	26.47	2,534,264.27	
	銘柄数：5			14,539,512.61 (2,797,256,831)	
スイスフラン 小計	ALCON INC	41,057	76.04	3,121,974.28	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,670	1,281.00	2,139,270.00	
	銘柄数：2			5,261,244.28 (904,250,054)	
	組入時価比率：3.0%			3.0%	
ノルウェークローネ 小計	TOMRA SYSTEMS ASA	139,291	144.70	20,155,407.70	
	銘柄数：1			20,155,407.70 (278,144,626)	
	組入時価比率：0.9%			0.9%	
香港ドル 小計	AIA GROUP LTD	540,000	52.15	28,161,000.00	
	銘柄数：1			28,161,000.00 (569,978,640)	
	組入時価比率：1.9%			1.9%	
インドネシアルピア 小計	BANK MANDIRI PERSERO TBK	1,174,500	5,525.00	6,489,112,500.00	
	銘柄数：1			6,489,112,500.00 (62,944,391)	
	組入時価比率：0.2%			0.2%	
新台湾ドル 小計	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	184,000	1,075.00	197,800,000.00	
	銘柄数：1			197,800,000.00 (940,697,240)	

	組入時価比率：3.1%			3.1%	
インドルピー	APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	44,738	6,838.85	305,956,471.30	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
小計	銘柄数：1 組入時価比率：1.8%			305,956,471.30 (559,900,342) 1.9%	
合 計				30,147,757,538 (28,954,286,438)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券 (2025年 1月14日現在)

該当事項はありません。

当ファンドが利用しているデリバティブ取引等の状況は次の通りです。

(2025年 1月14日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	18,572,800	-	18,595,768	22,968
	米ドル	18,572,800	-	18,595,768	22,968
合 計		18,572,800	-	18,595,768	22,968

(注1)時価の算定方法

為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(注3)上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

５．「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド（為替ヘッジあり）- ４」の状況

当ファンドは、第16期（2024年1月13日から2025年 1月14日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

2025年 1月14日現在、当ファンドが組入れた有価証券の状況は次の通りです。

（１）株式（2025年 1月14日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券（2025年 1月14日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・世界債券マザーファンド	1,591,849,237	1,672,715,178	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：101.0%	1,591,849,237	1,672,715,178 100.0%	
	合計			1,672,715,178	

(注１)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

当ファンドが利用しているデリバティブ取引等の状況は次の通りです。

第16期（2025年 1月14日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,490,377,000	-	1,479,072,564	11,304,436
	米ドル	800,507,000	-	798,430,815	2,076,185
	カナダドル	33,149,000	-	33,026,475	122,525
	メキシコペソ	13,533,000	-	13,285,139	247,861
	ユーロ	506,120,000	-	499,855,295	6,264,705
	英ポンド	86,727,000	-	84,634,828	2,092,172
	スウェーデンクローナ	2,600,000	-	2,565,555	34,445
	ノルウェークローネ	1,658,000	-	1,642,390	15,610
	デンマーククローネ	4,657,000	-	4,599,635	57,365
	ポーランドズロチ	9,748,000	-	9,609,718	138,282
	オーストラリアドル	20,582,000	-	20,401,997	180,003
	ニュージーランドドル	4,134,000	-	4,101,932	32,068
	シンガポールドル	6,962,000	-	6,918,785	43,215
合計		1,490,377,000	-	1,479,072,564	11,304,436

(注１)時価の算定方法

為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注２)デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(注３)上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

６．「アライアンス・バーンスタイン・世界債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外となっております。

2025年 1月14日現在、当ファンドが組入れた有価証券の状況は次の通りです。

（１）株式（2025年 1月14日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券（2025年 1月14日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第４回利付国債（４０年）	11,550,000	11,492,712	
		第１６回利付国債（４０年）	13,950,000	9,627,034	
		第６３回利付国債（３０年）	25,000,000	16,745,750	
		第７４回利付国債（３０年）	8,850,000	6,595,108	
		第８１回利付国債（３０年）	750,000	638,287	
		第８２回利付国債（３０年）	89,150,000	79,493,272	
		第１８３回利付国債（２０年）	76,600,000	71,050,330	
		銘柄数：７ 組入時価比率：６.４%	225,850,000	195,642,493 ６.５%	
	米ドル	US TREASURY	467,000.00	421,832.34	
		US TREASURY	1,389,900.00	1,366,228.26	
		US TREASURY	876,900.00	785,510.57	
		US TREASURY	367,300.00	327,470.90	
		US TREASURY	247,900.00	240,385.53	
		US TREASURY	1,767,500.00	1,728,835.91	
		US TREASURY	1,332,000.00	1,277,679.34	
		US TREASURY	969,000.00	923,578.12	
		US TREASURY	306,600.00	300,132.65	
		US TREASURY	96,300.00	93,260.53	
		US TREASURY	79,700.00	74,071.18	
		US TREASURY	1,118,200.00	774,702.93	
		US TREASURY	93,600.00	88,452.00	
		US TREASURY	318,200.00	211,503.56	
		US TREASURY	486,500.00	262,329.92	
		US TSY INFL IX N/B	273,500.00	264,046.54	
		US TSY INFL IX N/B	95,000.00	88,059.56	
		銘柄数：１７ 組入時価比率：４７.５%	10,285,100.00	9,228,079.84 (1,454,068,540) ４８.６%	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	734,000.00	735,159.72	
		CANADIAN GOVERNMENT I/L	35,000.00	72,183.00	
	小計	銘柄数：２ 組入時価比率：２.９%	769,000.00	807,342.72 (88,492,835) ３.０%	
	メキシコペソ	MEXICAN BONOS	2,949,000.00	2,790,284.82	
		MEXICAN BONOS	528,000.00	400,072.67	
	小計	銘柄数：２ 組入時価比率：０.８%	3,477,000.00	3,190,357.49 (24,353,912) ０.８%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	221,651.00	149,430.44	
		BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	166,495.00	167,269.20	
		BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	158,242.00	148,624.05	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	102,000.00	104,978.40	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	286,000.00	286,843.70	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	201,000.00	168,793.77	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	318,000.00	312,231.48	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	273,000.00	289,251.69	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	215,000.00	223,655.90	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	69,000.00	68,077.47	

		FINNISH GOVERNMENT	345,000.00	295,847.85	
		FRENCH TREASURY	241,517.00	240,410.85	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	小計	FRENCH TREASURY	450,969.00	455,239.67	
		FRENCH TREASURY	391,201.00	376,613.11	
		FRENCH TREASURY	187,707.00	155,858.75	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	129,200.00	133,833.11	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	346,000.00	292,110.50	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	180,000.00	157,275.00	
		REPUBLIC OF CHILE	100,000.00	99,531.00	
		REPUBLIC OF SLOVENIA	87,000.00	85,562.32	
		SPANISH GOVERNMENT	100,000.00	112,498.00	
		SPANISH GOVERNMENT	328,000.00	313,784.48	
		SPANISH GOVERNMENT	191,000.00	193,284.36	
		銘柄数：23	5,087,982.00	4,831,005.10 (779,869,153)	
		組入時価比率：25.5%		26.1%	
	英ポンド	UK TREASURY	308,000.00	293,496.28	
		UK TREASURY	187,428.00	130,224.97	
		UK TREASURY	177,567.00	164,927.78	
		UK TREASURY	398,729.00	177,745.41	
		UK TREASURY	120,222.00	101,695.78	
		銘柄数：5	1,191,946.00	868,090.22 (167,011,877)	
		組入時価比率：5.5%		5.6%	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT I/L	130,000.00	169,761.80	
		SWEDISH GOVERNMENT I/L	90,000.00	160,963.20	
		銘柄数：2	220,000.00	330,725.00 (4,630,150)	
		組入時価比率：0.2%		0.2%	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	226,000.00	216,008.54	
		銘柄数：1	226,000.00	216,008.54 (2,980,917)	
		組入時価比率：0.1%		0.1%	
	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	451,219.00	389,226.02	
		銘柄数：1	451,219.00	389,226.02 (8,422,851)	
		組入時価比率：0.3%		0.3%	
	ポーランドズロチ	POLAND GOVERNMENT	473,000.00	457,180.51	
		銘柄数：1	473,000.00	457,180.51 (17,278,680)	
		組入時価比率：0.6%		0.6%	
	オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	138,000.00	122,230.74	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	125,000.00	105,333.75	
		銘柄数：2	263,000.00	227,564.49 (22,171,608)	
		組入時価比率：0.7%		0.7%	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	100,000.00	85,027.00	
		銘柄数：1	100,000.00	85,027.00 (7,502,782)	
		組入時価比率：0.2%		0.3%	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	113,000.00	109,460.27	
		銘柄数：1	113,000.00	109,460.27 (12,593,404)	
		組入時価比率：0.4%		0.4%	
	マレーシアリングgit	MALAYSIAN GOVERNMENT	459,000.00	458,518.05	
		銘柄数：1	459,000.00	458,518.05 (16,049,965)	
		組入時価比率：0.5%		0.5%	
	国債証券計			2,801,069,167 (2,605,426,674)	
地方債証券	カナダドル	PROVINCE OF ONTARIO	325,000.00	280,504.25	
		PROVINCE OF ONTARIO	145,000.00	113,169.60	

	小計	銘柄数：2	470,000.00	393,673.85 (43,150,590)	
--	----	-------	------------	----------------------------	--

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		組入時価比率：1.4%		1.4%	
	ユーロ	JAPAN FIN ORG MUNICIPAL	100,000.00	100,027.00	
	小計	銘柄数：1	100,000.00	100,027.00	
		組入時価比率：0.5%		(16,147,358)	
				0.5%	
	地方債証券計			59,297,948	
				(59,297,948)	
特殊債券	ユーロ	CAISSE D'AMORT DETTE SOC	100,000.00	99,125.00	
		CAISSE FRANCAISE DE FIN	100,000.00	100,832.00	
		EUROPEAN UNION	19,421.00	18,598.71	
		SOC NATIONALE SNCF SACA	100,000.00	100,590.00	
	小計	銘柄数：4	319,421.00	319,145.71	
		組入時価比率：1.7%		(51,519,691)	
				1.7%	
	特殊債券計			51,519,691	
				(51,519,691)	
社債券	ユーロ	DANSKE KIINNITYSLUOTTOPIA	100,000.00	92,049.00	
		DEXIA	200,000.00	198,664.00	
		KOOKMIN BANK	100,000.00	99,644.00	
		MET LIFE GLOB FUNDING I	100,000.00	102,168.00	
	小計	銘柄数：4	500,000.00	492,525.00	
		組入時価比率：2.6%		(79,508,310)	
				2.7%	
	社債券計			79,508,310	
				(79,508,310)	
合計				2,991,395,116	
				(2,795,752,623)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

当ファンドが利用しているデリバティブ取引等の状況は次の通りです。

(2025年 1月14日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	133,541,492	-	133,729,279	187,787
	米ドル	15,090,165	-	15,289,516	199,351
	カナダドル	74,387,600	-	74,803,173	415,573
	ユーロ	25,810,774	-	25,783,697	27,077
	英ポンド	18,252,953	-	17,852,893	400,060
合計		133,541,492	-	133,729,279	187,787

(注1)時価の算定方法

為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注２)デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元

本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(注３)上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

【中間財務諸表】

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040

- （１）当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第284条及び第307条の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期中間計算期間（2025年1月21日から2025年7月20日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050

- （１）当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第284条及び第307条の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期中間計算期間（2025年1月21日から2025年7月20日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第16期計算期間末 (2025年 1月20日現在)	第17期中間計算期間末 (2025年 7月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	83,173,389	102,590,497
投資信託受益証券	1,441,589,212	1,393,841,672
親投資信託受益証券	166,586,442	166,939,749
未収入金	6,290,000	5,080,000
未収利息	364	983
流動資産合計	1,697,639,407	1,668,452,901
資産合計	1,697,639,407	1,668,452,901
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,014,735	2,808,808
未払受託者報酬	493,798	441,616
未払委託者報酬	5,777,390	4,283,643
その他未払費用	769,361	714,562
流動負債合計	9,055,284	8,248,629
負債合計	9,055,284	8,248,629
純資産の部		
元本等		
元本	752,874,675	725,501,359
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	935,709,448	934,702,913
（分配準備積立金）	201,278,183	187,415,014
元本等合計	1,688,584,123	1,660,204,272
純資産合計	1,688,584,123	1,660,204,272
負債純資産合計	1,697,639,407	1,668,452,901

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期中間計算期間 (自 2024年 1月19日 至 2024年 7月18日)	第17期中間計算期間 (自 2025年 1月21日 至 2025年 7月20日)
営業収益		
受取利息	13	143,390
有価証券売買等損益	138,694,647	37,392,319
営業収益合計	138,694,660	37,535,709
営業費用		
支払利息	274	-
受託者報酬	512,367	441,616
委託者報酬	5,994,619	4,283,643
その他費用	844,876	714,562
営業費用合計	7,352,136	5,439,821
営業利益又は営業損失（ ）	131,342,524	32,095,888
経常利益又は経常損失（ ）	131,342,524	32,095,888
中間純利益又は中間純損失（ ）	131,342,524	32,095,888
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	8,353,131	1,512,293
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,013,914,872	935,709,448
剰余金増加額又は欠損金減少額	34,000,786	30,949,716
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	34,000,786	30,949,716
剰余金減少額又は欠損金増加額	132,720,317	65,564,432
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	132,720,317	65,564,432
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,038,184,734	934,702,913

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第17期中間計算期間 (自 2025年 1月21日 至 2025年 7月20日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は前計算期間末と当計算期間末が休日のため、2025年1月21日から2026年1月19日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、2025年1月21日から2025年7月20日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第16期計算期間末 (2025年 1月20日現在)	第17期中間計算期間末 (2025年 7月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 752,874,675口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 725,501,359口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.2428円 (10,000口当たり純資産額 22,428円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.2884円 (10,000口当たり純資産額 22,884円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第16期中間計算期間 (自 2024年 1月19日 至 2024年 7月18日)	第17期中間計算期間 (自 2025年 1月21日 至 2025年 7月20日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第16期計算期間末 (2025年 1月20日現在)	第17期中間計算期間末 (2025年 7月20日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	(1) 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（重要な後発事象に関する注記）

第17期中間計算期間 (自 2025年 1月21日 至 2025年 7月20日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第16期計算期間末 (2025年 1月20日現在)		第17期中間計算期間末 (2025年 7月20日現在)	
期首元本額	906,848,598円	期首元本額	752,874,675円
期中追加設定元本額	57,026,611円	期中追加設定元本額	25,408,928円
期中一部解約元本額	211,000,534円	期中一部解約元本額	52,782,244円

２．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

【アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第16期計算期間末 (2025年 1月20日現在)	第17期中間計算期間末 (2025年 7月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,133,625	7,165,450
投資信託受益証券	2,408,903,733	2,403,221,853
親投資信託受益証券	266,064,742	268,568,276
未収入金	13,400,000	9,600,000
未収利息	9	68
流動資産合計	2,690,502,109	2,688,555,647
資産合計	2,690,502,109	2,688,555,647
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,272,229	6,516,725
未払受託者報酬	774,852	694,670
未払委託者報酬	9,065,715	8,127,564
その他未払費用	1,138,268	1,060,886
流動負債合計	16,251,064	16,399,845
負債合計	16,251,064	16,399,845
純資産の部		
元本等		
元本	986,459,390	961,061,373
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,687,791,655	1,711,094,429
（分配準備積立金）	472,448,388	439,827,811
元本等合計	2,674,251,045	2,672,155,802
純資産合計	2,674,251,045	2,672,155,802
負債純資産合計	2,690,502,109	2,688,555,647

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期中間計算期間 (自 2024年 1月19日 至 2024年 7月18日)	第17期中間計算期間 (自 2025年 1月21日 至 2025年 7月20日)
営業収益		
受取利息	36	3,620
有価証券売買等損益	280,822,963	75,206,430
営業収益合計	280,822,999	75,210,050
営業費用		
支払利息	578	-
受託者報酬	766,668	694,670
委託者報酬	8,969,947	8,127,564
その他費用	1,241,937	1,060,886
営業費用合計	10,979,130	9,883,120
営業利益又は営業損失（ ）	269,843,869	65,326,930
経常利益又は経常損失（ ）	269,843,869	65,326,930
中間純利益又は中間純損失（ ）	269,843,869	65,326,930
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	13,156,589	4,271,439
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,648,231,865	1,687,791,655
剰余金増加額又は欠損金減少額	86,567,140	72,858,644
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	86,567,140	72,858,644
剰余金減少額又は欠損金増加額	167,675,186	119,154,239
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	167,675,186	119,154,239
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,823,811,099	1,711,094,429

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第17期中間計算期間 (自 2025年 1月21日 至 2025年 7月20日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は前計算期間末と当計算期間末が休日のため、2025年1月21日から2026年1月19日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、2025年1月21日から2025年7月20日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第16期計算期間末 (2025年 1月20日現在)	第17期中間計算期間末 (2025年 7月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 986,459,390口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 961,061,373口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.7110円 (10,000口当たり純資産額 27,110円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.7804円 (10,000口当たり純資産額 27,804円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第16期中間計算期間 (自 2024年 1月19日 至 2024年 7月18日)	第17期中間計算期間 (自 2025年 1月21日 至 2025年 7月20日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第16期計算期間末 (2025年 1月20日現在)	第17期中間計算期間末 (2025年 7月20日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	(1) 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（重要な後発事象に関する注記）

第17期中間計算期間 (自 2025年 1月21日 至 2025年 7月20日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第16期計算期間末 (2025年 1月20日現在)		第17期中間計算期間末 (2025年 7月20日現在)	
期首元本額	1,108,796,869円	期首元本額	986,459,390円
期中追加設定元本額	107,390,193円	期中追加設定元本額	44,303,957円
期中一部解約元本額	229,727,672円	期中一部解約元本額	69,701,974円

２．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

【アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第16期計算期間末 (2025年 1月20日現在)	第17期中間計算期間末 (2025年 7月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,389,005	7,927,083
投資信託受益証券	1,786,130,296	1,825,294,682
親投資信託受益証券	196,809,994	196,990,939
未収入金	6,300,000	2,900,000
未収利息	10	76
流動資産合計	1,991,629,305	2,033,112,780
資産合計	1,991,629,305	2,033,112,780
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,240,018	2,960,692
未払受託者報酬	569,474	514,380
未払委託者報酬	6,662,765	6,018,202
その他未払費用	861,396	809,851
流動負債合計	9,333,653	10,303,125
負債合計	9,333,653	10,303,125
純資産の部		
元本等		
元本	642,926,183	638,233,996
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,339,369,469	1,384,575,659
（分配準備積立金）	455,608,913	428,927,561
元本等合計	1,982,295,652	2,022,809,655
純資産合計	1,982,295,652	2,022,809,655
負債純資産合計	1,991,629,305	2,033,112,780

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期中間計算期間 (自 2024年 1月19日 至 2024年 7月18日)	第17期中間計算期間 (自 2025年 1月21日 至 2025年 7月20日)
営業収益		
受取利息	15	3,212
有価証券売買等損益	245,813,890	62,545,331
営業収益合計	245,813,905	62,548,543
営業費用		
支払利息	401	-
受託者報酬	549,691	514,380
委託者報酬	6,431,327	6,018,202
その他費用	911,424	809,851
営業費用合計	7,892,843	7,342,433
営業利益又は営業損失（ ）	237,921,062	55,206,110
経常利益又は経常損失（ ）	237,921,062	55,206,110
中間純利益又は中間純損失（ ）	237,921,062	55,206,110
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	9,369,807	2,686,102
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,228,386,979	1,339,369,469
剰余金増加額又は欠損金減少額	72,482,581	67,606,558
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	72,482,581	67,606,558
剰余金減少額又は欠損金増加額	105,336,138	80,292,580
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	105,336,138	80,292,580
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,424,084,677	1,384,575,659

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第17期中間計算期間 (自 2025年 1月21日 至 2025年 7月20日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は前計算期間末と当計算期間末が休日のため、2025年1月21日から2026年1月19日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、2025年1月21日から2025年7月20日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第16期計算期間末 (2025年 1月20日現在)	第17期中間計算期間末 (2025年 7月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 642,926,183口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 638,233,996口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.0832円 (10,000口当たり純資産額 30,832円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.1694円 (10,000口当たり純資産額 31,694円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第16期中間計算期間 (自 2024年 1月19日 至 2024年 7月18日)	第17期中間計算期間 (自 2025年 1月21日 至 2025年 7月20日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第16期計算期間末 (2025年 1月20日現在)	第17期中間計算期間末 (2025年 7月20日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	(1) 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（重要な後発事象に関する注記）

第17期中間計算期間 (自 2025年 1月21日 至 2025年 7月20日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第16期計算期間末 (2025年 1月20日現在)		第17期中間計算期間末 (2025年 7月20日現在)	
期首元本額	700,074,074円	期首元本額	642,926,183円
期中追加設定元本額	68,272,392円	期中追加設定元本額	33,890,154円
期中一部解約元本額	125,420,283円	期中一部解約元本額	38,582,341円

２．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

【アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第10期計算期間末 (2025年 1月20日現在)	第11期中間計算期間末 (2025年 7月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,903,414	4,271,589
投資信託受益証券	1,174,073,074	1,204,511,948
親投資信託受益証券	129,918,809	131,067,658
未収入金	2,700,000	3,400,000
未収利息	25	40
流動資産合計	1,312,595,322	1,343,251,235
資産合計	1,312,595,322	1,343,251,235
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,998,061	1,472,642
未払受託者報酬	364,340	336,867
未払委託者報酬	5,355,840	4,951,831
その他未払費用	593,495	566,483
流動負債合計	8,311,736	7,327,823
負債合計	8,311,736	7,327,823
純資産の部		
元本等		
元本	797,068,240	790,952,816
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	507,215,346	544,970,596
（分配準備積立金）	302,495,196	281,745,057
元本等合計	1,304,283,586	1,335,923,412
純資産合計	1,304,283,586	1,335,923,412
負債純資産合計	1,312,595,322	1,343,251,235

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期中間計算期間 (自 2024年 1月19日 至 2024年 7月18日)	第11期中間計算期間 (自 2025年 1月21日 至 2025年 7月20日)
営業収益		
受取利息	15	2,237
有価証券売買等損益	178,618,796	47,919,187
営業収益合計	178,618,811	47,921,424
営業費用		
支払利息	365	-
受託者報酬	345,309	336,867
委託者報酬	5,075,975	4,951,831
その他費用	617,095	566,483
営業費用合計	6,038,744	5,855,181
営業利益又は営業損失（ ）	172,580,067	42,066,243
経常利益又は経常損失（ ）	172,580,067	42,066,243
中間純利益又は中間純損失（ ）	172,580,067	42,066,243
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	9,311,986	2,251,144
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	354,557,688	507,215,346
剰余金増加額又は欠損金減少額	36,841,138	29,235,254
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36,841,138	29,235,254
剰余金減少額又は欠損金増加額	36,138,331	35,797,391
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	36,138,331	35,797,391
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	518,528,576	544,970,596

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第11期中間計算期間 (自 2025年 1月21日 至 2025年 7月20日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は前計算期間末と当計算期間末が休日のため、2025年1月21日から2026年1月19日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、2025年1月21日から2025年7月20日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第10期計算期間末 (2025年 1月20日現在)	第11期中間計算期間末 (2025年 7月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 797,068,240口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 790,952,816口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6364円 (10,000口当たり純資産額 16,364円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6890円 (10,000口当たり純資産額 16,890円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期中間計算期間 (自 2024年 1月19日 至 2024年 7月18日)	第11期中間計算期間 (自 2025年 1月21日 至 2025年 7月20日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第10期計算期間末 (2025年 1月20日現在)	第11期中間計算期間末 (2025年 7月20日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（重要な後発事象に関する注記）

第11期中間計算期間 (自 2025年 1月21日 至 2025年 7月20日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第10期計算期間末 (2025年 1月20日現在)		第11期中間計算期間末 (2025年 7月20日現在)	
期首元本額	824,409,261円	期首元本額	797,068,240円
期中追加設定元本額	124,649,844円	期中追加設定元本額	50,304,127円
期中一部解約元本額	151,990,865円	期中一部解約元本額	56,419,551円

２．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（参考）

「アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020」、「アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030」、「アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040」及び「アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050」は「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

また、「アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020」、「アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030」、「アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040」及び「アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050」は「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド（50%ヘッジ）」及び「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド（為替ヘッジあり）- 4」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はすべてこれら証券投資信託の受益証券です。

なお、「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド（50%ヘッジ）」は「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バリュー株・マザーファンド」及び「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロス・オポチュニティーズ・マザーファンド」受益証券を、「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド（為替ヘッジあり）- 4」は「アライアンス・バーンスタイン・世界債券マザーファンド」受益証券をそれぞれ主要投資対象としております。

1. 「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

貸借対照表

（単位：円）

対象年月日	(2025年 7月20日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	2,053,882
コール・ローン	3,767,717
株式	115,528,231
投資証券	643,717,033
派生商品評価勘定	76,822
未収入金	2,281,188
未収配当金	1,961,721
未収利息	36
流動資産合計	769,386,630
資産合計	769,386,630
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,170,046
未払金	2,268,580
未払解約金	378,730
流動負債合計	5,817,356
負債合計	5,817,356
純資産の部	
元本等	
元本	143,468,232
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	620,101,042
元本等合計	763,569,274
純資産合計	763,569,274
負債純資産合計	769,386,630

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	(自 2025年 1月21日 至 2025年 7月20日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (3) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 (3) 為替差損益 約定日基準で計上しております。

（その他の注記）

(2025年 7月20日現在)	
1. 元本の移動	
期首	2025年 1月21日
期首元本額	145,122,019円
2025年1月21日より2025年7月20日までの期中追加設定元本額	5,927,062円
2025年1月21日より2025年7月20日までの期中一部解約元本額	7,580,849円
期末元本額	143,468,232円
期末元本額の内訳*	
アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020	31,366,681円
アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030	50,461,891円
アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040	37,013,066円
アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050	24,626,594円
2. 2025年7月20日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	5.3222円
(10,000口当たり純資産額)	(53,222円)

（注1）*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020

2025年 7月31日現在

資産総額	1,653,094,505円
負債総額	1,472,545円
純資産総額（ - ）	1,651,621,960円
発行済口数	719,085,557口
1口当たり純資産額（ / ）	2.2968円

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030

2025年 7月31日現在

資産総額	2,690,629,675円
負債総額	4,215,886円
純資産総額（ - ）	2,686,413,789円
発行済口数	961,999,337口
1口当たり純資産額（ / ）	2.7925円

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040

2025年 7月31日現在

資産総額	2,036,474,254円
負債総額	1,081,243円
純資産総額（ - ）	2,035,393,011円
発行済口数	639,117,310口
1口当たり純資産額（ / ）	3.1847円

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050

2025年 7月31日現在

資産総額	1,344,477,359円
負債総額	4,907,688円
純資産総額（ - ）	1,339,569,671円
発行済口数	788,994,527口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6978円

（参考）

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド

2025年 7月31日現在

資産総額	772,527,912円
負債総額	5,312,746円
純資産総額（ - ）	767,215,166円
発行済口数	142,805,194口
1口当たり純資産額（ / ）	5.3725円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。（2025年7月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は100,000株、うち発行済株式総数は32,600株です。

最近5年間ににおける資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資決定のプロセス

a．運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

b．信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a．の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用を除きます。）は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託します。

c．コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年7月末現在次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	71本	6,887,417百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	4本	72,869百万円
単位型公社債投資信託	-	-
合計	75本	6,960,286百万円

純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表及び中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に従って作成しております。
- 2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。
- 3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度に係る中間会計期間（自2025年1月1日 至2025年6月30日）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

科 目	期 別	注記 番号	第28期 (2023年12月31日現在)	第29期 (2024年12月31日現在)
			金 額	金 額
(資産の部)			千円	千円
流 動 資 産				
預金			5,177,049	6,994,550
有価証券			2,115,792	2,154,660
前払費用			141,385	103,059
未収入金			57,243	146,802
未収委託者報酬			3,330,454	4,549,809
未収運用受託報酬			656,841	633,299
流 動 資 産 合 計			11,478,764	14,582,179
固 定 資 産				
有形固定資産				
建物		*2	452,223	347,853
器具備品		*2	99,762	111,047
有形固定資産合計			551,985	458,900
無形固定資産				
ソフトウェア			-	-
電話加入権			2,204	2,204
無形固定資産合計			2,204	2,204
投資その他の資産				
投資有価証券			-	-
長期差入保証金			147,562	125,011
長期前払費用			10,842	7,347
繰延税金資産			509,936	498,399
投資その他の資産合計			668,340	630,757
固 定 資 産 合 計			1,222,529	1,091,861
資 産 合 計			12,701,293	15,674,040
(負債の部)				
流 動 負 債				
預り金			46,649	42,502
未払金				
未払手数料			1,554,093	2,125,315
未払委託計算費			25,161	45,413
その他未払金		*1	2,742,832	4,747,249
未払費用			174,488	190,718
未払賞与			747,465	860,336
未払法人税等			270,368	208,334
流 動 負 債 合 計			5,561,056	8,219,867
固 定 負 債				
退職給付引当金			493,753	494,353
関係会社長期借入金			1,903,230	2,121,660
固 定 負 債 合 計			2,396,983	2,616,013
負 債 合 計			7,958,039	10,835,880
(純資産の部)				
株 主 資 本				
資本金			1,630,000	1,630,000
資本剰余金				
資本準備金			1,500,000	1,500,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金			1,321,662	1,273,787
利益剰余金合計			1,321,662	1,273,787
株主資本合計			4,451,662	4,403,787
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			291,592	434,373
評価・換算差額等合計			291,592	434,373
純 資 産 合 計			4,743,254	4,838,160
負 債 ・ 純 資 産 合 計			12,701,293	15,674,040

（２）【損益計算書】

科 目	期 別 注記 番号	第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)	第29期 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)
		金 額	金 額
		千円	千円
営業収益	*1		
委託者報酬		51,583,715	72,518,351
運用受託報酬		1,350,715	1,126,230
販売代行報酬		270,031	322,415
その他営業収益		21,068,164	31,031,861
営業収益計		32,136,297	42,935,135
営業経費			
支払手数料		25,363,768	35,700,498
広告宣伝費		109,896	146,871
調査費			
調査費		81,286	77,971
図書費		2,305	2,187
委託計算費		707,587	827,594
営業雑経費			
通信費		45,825	51,857
印刷費		38,093	39,999
協会費		25,481	23,564
諸会費		2,600	6,089
営業経費計		26,376,841	36,876,630
一般管理費	*1		
給料			
役員報酬		133,566	147,320
給料・手当		1,583,695	1,591,989
賞与		702,636	831,874
交際費		6,815	5,636
旅費交通費		36,479	59,102
租税公課		80,800	80,042
不動産賃借料		279,781	289,522
退職給付費用		124,460	147,988
固定資産減価償却費		173,854	164,603
関係会社付替費用		896,671	1,026,440
諸経費		513,684	582,502
一般管理費計		4,532,441	4,927,018
営業利益		1,227,015	1,131,487
営業外収益			
受取利息		104,776	111,305
その他営業外収益		691	389
営業外収益計		105,467	111,694
営業外費用			
支払利息		77,392	83,047
為替差損		89,808	176,497
営業外費用計		167,200	259,544
経常利益		1,165,282	983,637
特別利益			
投資有価証券売却益		2,129	97
特別損失			
投資有価証券売却損		519	-
税引前当期純利益		1,166,892	983,734
法人税、住民税及び事業税		423,673	391,674
法人税等調整額		26,841	51,478
法人税等計		396,832	340,196
当期純利益		770,060	643,538

（３）【株主資本等変動計算書】

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
		資本準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	1,830,000	1,500,000	783,518	783,518	3,913,518	201,273	4,114,791
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	△ 231,918	△ 231,918	△ 231,918	-	△ 231,918
当期純利益	-	-	770,080	770,080	770,080	-	770,080
株主資本以外 の項目の当期変 動額（純額）	-	-	-	-	-	90,319	90,319
当期変動額合計	-	-	538,144	538,144	538,144	90,319	828,463
当期末残高	1,830,000	1,500,000	1,321,882	1,321,882	4,451,882	291,592	4,743,254

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
		資本準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	1,830,000	1,500,000	1,321,882	1,321,882	4,451,882	291,592	4,743,254
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	△ 891,413	△ 891,413	△ 891,413	-	△ 891,413
当期純利益	-	-	843,538	843,538	843,538	-	843,538
株主資本以外 の項目の当期変 動額（純額）	-	-	-	-	-	142,781	142,781
当期変動額合計	-	-	△ 47,875	△ 47,875	△ 47,875	142,781	94,906
当期末残高	1,830,000	1,500,000	1,273,787	1,273,787	4,403,787	434,373	4,838,160

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（預金と同様の性格を有するもの）

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

決算日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	2～10年
器具備品	3～10年

（２）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（１）退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社は資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

（１）委託者報酬

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の純資産総額(以下「NAV」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

当社は、投資顧問契約に基づき顧問口座のNAV等に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３）成功報酬

当社が顧問口座の運用成果に応じて受領する成功報酬は、対象となる投資顧問契約のもと、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

（４）その他営業収益（投資顧問業取引に関する調整）

その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づき毎月計算され、月次で収益を認識しております。

5．未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中があります。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第28期 (2023年12月31日 現在)	第29期 (2024年12月31日 現在)
*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
その他未払金 2,073,675千円	その他未払金 3,132,378千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 650,573千円 器具備品 312,754千円	建物 754,943千円 器具備品 347,496千円

(損益計算書関係)

第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)	第29期 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社および海外グループ子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。支払利息は関係会社長期借入金に係る利息であります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社および海外グループ子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。支払利息は関係会社長期借入金に係る利息であります。
その他営業収益 21,068,164千円 関係会社付替費用 896,671千円 支払利息 77,392千円	その他営業収益 31,031,861千円 関係会社付替費用 1,026,440千円 支払利息 83,047千円

（株主資本等変動計算書関係）

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	32,600	-	-	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2023年6月28日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 231,916千円

1株当たりの配当額 7,114円

基準日 2022年12月31日

効力発生日 2023年 6月30日

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	32,600	-	-	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2024年6月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 691,413千円

1株当たりの配当額 21,209円

基準日 2023年12月31日

効力発生日 2024年 6月28日

（リース取引関係）

第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)		第29期 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)	
オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料	
1年内	226,714千円	1年内	226,714千円
1年超	806,091千円	1年超	579,377千円
合計	1,032,805千円	合計	806,091千円

（金融商品関係）

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

(2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ビーへの営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第28期（2023年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	1,903,230	1,858,113	-45,117
負債計	1,903,230	1,858,113	-45,117

（注）（1）預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。

（2）長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
関係会社長期借入金	-	1,858,113	-	1,858,113
負債計	-	1,858,113	-	1,858,113

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（1）関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

（注2）長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	-	1,903,230	-
合計	-	-	-	-	1,903,230	-

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

（2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権および営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第29期（2024年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	2,121,660	2,038,559	-83,101
負債計	2,121,660	2,038,559	-83,101

（注）（1）預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。

（2）長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
関係会社長期借入金	-	2,038,559	-	2,038,559
負債計	-	2,038,559	-	2,038,559

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	2,121,660	-	-
合計	-	-	-	2,121,660	-	-

(有価証券関係)

第28期(2023年12月31日現在)

1. その他有価証券

期末時点で貸借対照表に時価で計上している有価証券の該当はありません。

(注) 有価証券のうち2,115,792千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	95,012	2,129	-519
合計	95,012	2,129	-519

第29期（2024年12月31日現在）

1. その他有価証券

期末時点で貸借対照表に時価で計上している有価証券の該当はありません。

（注）有価証券のうち2,154,660千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	2,081	97	-
合計	2,081	97	-

（退職給付関係）

第28期 （自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日）	第29期 （自 2024年1月 1日 至 2024年12月31日）																																												
1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>439,844 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>74,594 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>20,685 千円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>493,753 千円</td></tr> </table> (2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>-</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>-</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>493,753 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>493,753 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>493,753 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>493,753 千円</td></tr> </table> (3)退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>74,594 千円</td></tr> </table> 3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,310千円でありました。	期首における退職給付引当金	439,844 千円	退職給付費用	74,594 千円	退職給付の支払額	20,685 千円	期末における退職給付引当金	493,753 千円	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-	非積立型制度の退職給付債務	493,753 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	493,753 千円	退職給付引当金	493,753 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	493,753 千円	簡便法で計算した退職給付費用	74,594 千円	1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>493,753 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>81,875 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>81,275 千円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>494,353 千円</td></tr> </table> (2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>-</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>-</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>494,353 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>494,353 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>494,353 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>494,353 千円</td></tr> </table> (3)退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>81,875 千円</td></tr> </table> 3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、27,155千円でありました。	期首における退職給付引当金	493,753 千円	退職給付費用	81,875 千円	退職給付の支払額	81,275 千円	期末における退職給付引当金	494,353 千円	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-	非積立型制度の退職給付債務	494,353 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	494,353 千円	退職給付引当金	494,353 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	494,353 千円	簡便法で計算した退職給付費用	81,875 千円
期首における退職給付引当金	439,844 千円																																												
退職給付費用	74,594 千円																																												
退職給付の支払額	20,685 千円																																												
期末における退職給付引当金	493,753 千円																																												
積立型制度の退職給付債務	-																																												
年金資産	-																																												
非積立型制度の退職給付債務	493,753 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	493,753 千円																																												
退職給付引当金	493,753 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	493,753 千円																																												
簡便法で計算した退職給付費用	74,594 千円																																												
期首における退職給付引当金	493,753 千円																																												
退職給付費用	81,875 千円																																												
退職給付の支払額	81,275 千円																																												
期末における退職給付引当金	494,353 千円																																												
積立型制度の退職給付債務	-																																												
年金資産	-																																												
非積立型制度の退職給付債務	494,353 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	494,353 千円																																												
退職給付引当金	494,353 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	494,353 千円																																												
簡便法で計算した退職給付費用	81,875 千円																																												

（税効果会計関係）

第28期 (2023年12月31日現在)	第29期 (2024年12月31日現在)																																																								
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税否認</td><td>9,303</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>53,860</td></tr> <tr> <td>親会社持分報酬制度負担額</td><td>62,367</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>207,756</td></tr> <tr> <td>貯蔵品</td><td>851</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>156,670</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>149,221</td></tr> <tr> <td>原状回復費用否認</td><td>42,979</td></tr> <tr> <td>長期繰延資産（移転支援金）</td><td>-</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>130,092</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>552,915</td></tr> <tr> <td>将来減算一時差異における評価性引当額</td><td>42,979</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>509,936</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	未払事業税否認	9,303	未払費用否認	53,860	親会社持分報酬制度負担額	62,367	賞与引当金損金算入限度超過額	207,756	貯蔵品	851	減価償却超過額	156,670	退職給付引当金損金算入限度超過額	149,221	原状回復費用否認	42,979	長期繰延資産（移転支援金）	-	その他	130,092	繰延税金資産小計	552,915	将来減算一時差異における評価性引当額	42,979	繰延税金資産計	509,936	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税否認</td><td>8,915</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>58,830</td></tr> <tr> <td>親会社持分報酬制度負担額</td><td>51,232</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>238,884</td></tr> <tr> <td>貯蔵品</td><td>1,234</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>181,609</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>149,405</td></tr> <tr> <td>原状回復費用否認</td><td>50,933</td></tr> <tr> <td>長期繰延資産（移転支援金）</td><td>-</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>191,710</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>549,332</td></tr> <tr> <td>将来減算一時差異における評価性引当額</td><td>50,933</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>498,399</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	未払事業税否認	8,915	未払費用否認	58,830	親会社持分報酬制度負担額	51,232	賞与引当金損金算入限度超過額	238,884	貯蔵品	1,234	減価償却超過額	181,609	退職給付引当金損金算入限度超過額	149,405	原状回復費用否認	50,933	長期繰延資産（移転支援金）	-	その他	191,710	繰延税金資産小計	549,332	将来減算一時差異における評価性引当額	50,933	繰延税金資産計	498,399
繰延税金資産	千円																																																								
未払事業税否認	9,303																																																								
未払費用否認	53,860																																																								
親会社持分報酬制度負担額	62,367																																																								
賞与引当金損金算入限度超過額	207,756																																																								
貯蔵品	851																																																								
減価償却超過額	156,670																																																								
退職給付引当金損金算入限度超過額	149,221																																																								
原状回復費用否認	42,979																																																								
長期繰延資産（移転支援金）	-																																																								
その他	130,092																																																								
繰延税金資産小計	552,915																																																								
将来減算一時差異における評価性引当額	42,979																																																								
繰延税金資産計	509,936																																																								
繰延税金資産	千円																																																								
未払事業税否認	8,915																																																								
未払費用否認	58,830																																																								
親会社持分報酬制度負担額	51,232																																																								
賞与引当金損金算入限度超過額	238,884																																																								
貯蔵品	1,234																																																								
減価償却超過額	181,609																																																								
退職給付引当金損金算入限度超過額	149,405																																																								
原状回復費用否認	50,933																																																								
長期繰延資産（移転支援金）	-																																																								
その他	191,710																																																								
繰延税金資産小計	549,332																																																								
将来減算一時差異における評価性引当額	50,933																																																								
繰延税金資産計	498,399																																																								
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>30.6 %</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>2.4</td></tr> <tr> <td>評価性引当額取崩し</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>34.0 %</td></tr> </table>	法定実効税率	30.6 %	（調整）		交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.4	評価性引当額取崩し	0.6	その他	0.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0 %	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>30.6 %</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>2.8</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>0.8</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>34.6 %</td></tr> </table>	法定実効税率	30.6 %	（調整）		交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.8	評価性引当額	0.8	その他	0.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.6 %																																
法定実効税率	30.6 %																																																								
（調整）																																																									
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.4																																																								
評価性引当額取崩し	0.6																																																								
その他	0.4																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0 %																																																								
法定実効税率	30.6 %																																																								
（調整）																																																									
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.8																																																								
評価性引当額	0.8																																																								
その他	0.4																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.6 %																																																								

（資産除去債務関係）

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	51,583,715
運用受託報酬	1,350,715
販売代行報酬	270,031
その他営業収益	21,068,164
合計	32,136,297

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	72,518,351
運用受託報酬	1,126,230
販売代行報酬	322,415
その他営業収益	31,031,861
合計	42,935,135

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（関連当事者情報）

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ビー	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	4,636,007 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・ 運用商品の 運用を 再委託	その他 営業収益	21,068,165	未払金	2,073,675
							諸経費の 支払	896,671		

（注）1．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	157,256 千米ドル	持株会社	（被所有） 直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	-	関係会社 長期借入金	1,903,230
							支払利息	77,392	その他未払金	21,305

- （注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
 ２．取引条件及び取引条件の決定方針等
 上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）

エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

１．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	5,049,135 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	31,131,136	未払金	3,132,378
							諸経費の支払	1,026,440		

- （注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
 ２．取引条件及び取引条件の決定方針等
 上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	191,484 千米ドル	持株会社	（被所有） 直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	-	関係会社 長期借入金	2,121,660
							支払利息	83,047	その他未払金	23,985

- （注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
 ２．取引条件及び取引条件の決定方針等
 上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）

エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問への 売上高	51,583,715	1,350,715	270,031	21,068,164	32,136,297

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
52,972,507	21,101,412	265,202	32,136,297

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する 21,101,412千円となります。

第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問への 売上高	72,518,351	1,126,230	322,415	31,031,861	42,935,135

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
73,743,856	31,126,478	317,757	42,935,135

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する 31,126,478千円となります。

（1株当たり情報）

項 目	第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)	第29期 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)
1株当たり純資産額	145,498 円 59 銭	148,409 円 82 銭
1株当たり当期純利益	23,621 円 48 銭	19,740 円 42 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式 が存在しないため記載しておりま せん。	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式 が存在しないため記載しておりま せん。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項 目	第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)	第29期 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)
当期純利益（千円）	770,060	643,538
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	770,060	643,538
期中平均株式数（株）	32,600	32,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

第 30 期中間会計期間

2025年 6月 30日現在

(単位：千円)

資産の部

流動資産

預金		5,750,273
有価証券		2,022,055
未収入金		122,305
未収委託者報酬		4,107,015
未収運用受託報酬		225,939
その他		79,885

流動資産合計

12,307,472

固定資産

有形固定資産

建物	2	295,668
----	---	---------

器具備品	2	137,085
------	---	---------

無形固定資産

2,204

投資その他の資産

長期差入保証金		114,702
---------	--	---------

繰延税金資産		404,024
--------	--	---------

その他		6,245
-----	--	-------

固定資産合計

959,928

資産合計

13,267,400

負債の部

流動負債

預り金		43,890
-----	--	--------

未払金

未払手数料		1,947,344
-------	--	-----------

その他未払金		3,320,983
--------	--	-----------

未払消費税等	1	820,170
--------	---	---------

未払費用		168,096
------	--	---------

未払法人税等		32,690
--------	--	--------

賞与引当金		406,395
-------	--	---------

流動負債合計

6,739,568

固定負債

退職給付引当金		484,644
---------	--	---------

関係会社長期借入金		1,950,008
-----------	--	-----------

固定負債合計

2,434,652

負債合計

9,174,220

純資産の部

株主資本

資本金		1,630,000
-----	--	-----------

資本剰余金

資本準備金		1,500,000
-------	--	-----------

資本剰余金合計		1,500,000
---------	--	-----------

利益剰余金

その他利益剰余金		
----------	--	--

繰越利益剰余金		650,430
---------	--	---------

利益剰余金合計		650,430
---------	--	---------

株主資本合計		3,780,430
--------	--	-----------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		312,750
--------------	--	---------

評価・換算差額等合計		312,750
------------	--	---------

純資産合計

4,093,180

負債・純資産合計

13,267,400

(2) 中間損益計算書

第 30 期中間会計期間

自 2025年 1月 1日

至 2025年 6月 30日

(単位：千円)

営業収益		
委託者報酬		40,747,744
運用受託報酬		447,937
その他営業収益	1	17,989,964
営業収益合計		23,205,717
営業費用		
支払手数料		20,009,238
その他		568,620
営業費用合計		20,577,858
一般管理費	2	2,484,575
営業利益		143,284
営業外収益	3	202,657
営業外費用	4	40,048
経常利益		305,893
特別損失		
固定資産除却損		351
税引前中間純利益		305,542
法人税、住民税及び事業税		1,674
法人税等調整額		148,052
中間純利益		155,816

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（預金と同様の性格を有するもの）

移動平均法による原価法により行っております。

2．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	2～10年
器具備品	3～10年

（２）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

（２）退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社は資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

（１）委託者報酬

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の純資産総額(以下「NAV」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

当社は、投資顧問契約に基づき顧客口座のNAV等に応じて手数料を受領しております。

サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３）成功報酬

当社が顧客口座の運用成果に応じて受領する成功報酬は、対象となる投資顧問契約のもと、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

（４）その他営業収益（投資顧問業取引に関する調整）

その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づき毎月計算され、月次で収益を認識しております。

５．未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（１）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、あります。

６．その他中間財務諸表作成のための重要な事項

（１）外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

（中間貸借対照表関係）

- 1 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
- 2 第30期中間会計期間末（2025年6月30日現在）の有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物	807,129千円
器具備品	363,055千円

（中間損益計算書関係）

- 1 その他営業収益のうち、18,142,642千円につきましては、当社の親会社および海外グループ会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。
- 2 第30期中間会計期間（自2025年1月1日 至2025年6月30日）の有形固定資産の減価償却実施額は、86,815千円であります。
- 3 営業外収益のうち主要なものは、受取利息 40,954千円及び為替差益161,166千円となります。
- 4 営業外費用につきましては、支払利息 40,048千円となります。

（リース取引関係）

第30期中間会計期間末（2025年6月30日現在）

オペレーティング・リース取引（借主側）のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、以下のとおりであります。

1 年内	226,714千円
1 年超	484,912千円
合計	<u>711,626千円</u>

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

第30期中間会計期間末（2025年6月30日現在）の、中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	1,950,008	1,904,174	-45,834
負債計	1,950,008	1,904,174	-45,834

（注）（１）預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金、未払費用、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。

（２）長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当ありません。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル１ （千円）	レベル２ （千円）	レベル３ （千円）	合計 （千円）
関係会社長期借入金	-	1,904,174	-	1,904,174
負債計	-	1,904,174	-	1,904,174

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（１）関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル２の時価に分類しております。

（注２）長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	1,950,008	-	-
合計	-	-	-	1,950,008	-	-

（有価証券関係）

第30期中間会計期間末（2025年6月30日現在）

有価証券のうち2,022,055千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって中間貸借対照表計上額としております。

（資産除去債務関係）

第30期中間会計期間（自2025年1月1日 至2025年6月30日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

第30期中間会計期間（自2025年1月1日 至2025年6月30日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	40,747,744
運用受託報酬	447,937
販売代行報酬	152,678
その他営業収益	18,142,642
合計	23,205,717

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 ４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

第30期中間会計期間（自2025年1月1日 至2025年6月30日）

1．セグメント情報

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（１）製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとに分類した売上は、以下のとおりであります。

委託者報酬	40,747,744千円
運用受託報酬	447,937千円
販売代行報酬	152,678千円
その他営業収益	18,142,642千円
合計	<u>23,205,717千円</u>

（２）地域ごとの情報

営業収益

顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類した売上は、以下のとおりであります。

日本	41,195,681千円
米国	18,162,960千円
その他	172,996千円
合計	<u>23,205,717千円</u>

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書に計上された営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）であり、当該顧客に対する営業収益は 18,162,960千円であります。

（1株当たり情報）

第30期中間会計期間（自2025年1月1日 至2025年6月30日）

1株当たり純資産額	125,557円67銭
-----------	-------------

1株当たり中間純利益	4,779円62銭
------------	-----------

（注）１．潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。

２．1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	155,816千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	155,816千円
期中平均株式数	32,600株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名 称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（2025年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名 称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2025年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社 ^{*2}	135,000 百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	54,323 百万円	
九州ＦＧ証券株式会社 ^{*2}	3,000 百万円	
七十七証券株式会社 ^{*2}	3,000 百万円	
損保ジャパンＤＣ証券株式会社	3,000 百万円	
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	
西日本シティＴＴ証券株式会社 ^{*1}	3,000 百万円	
野村證券株式会社	10,000 百万円	
北洋証券株式会社 ^{*2}	3,000 百万円	
松井証券株式会社	11,945 百万円	
マネックス証券株式会社	13,195 百万円	
三菱ＵＦＪｅスマート証券株式会社	7,196 百万円	
楽天証券株式会社	19,495 百万円	

株式会社足利銀行 ^{* 2}	135,000 百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社きらやか銀行	24,000 百万円	
株式会社熊本銀行	10,000 百万円	
株式会社滋賀銀行	33,076 百万円	
株式会社七十七銀行	24,658 百万円	
株式会社十八親和銀行	36,878 百万円	
株式会社肥後銀行	18,128 百万円	
株式会社福岡銀行	82,329 百万円	
株式会社福岡中央銀行	4,000 百万円	
株式会社北洋銀行	121,101 百万円	
株式会社北海道銀行 ^{* 2}	93,524 百万円	
株式会社みずほ銀行 ^{* 3}	1,404,065 百万円	
株式会社宮崎銀行	14,697 百万円	

* 1 アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030のみの取扱いになります。

* 2 SMBC日興証券株式会社、九州FG証券株式会社、七十七証券株式会社、北洋証券株式会社、株式会社足利銀行、株式会社北海道銀行は、募集・販売の取扱いを停止しております。

* 3 アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050の取扱いはありません。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2024年12月末現在)	事業の内容
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	48億73百万米ドル [*] （約7,709億円） 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝158.18円（2024年12月30日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	投資運用業務を営んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド	19百万英ポンド（約38億円） 英ポンドの邦貨換算レートは、1英ポンド＝199.02円（2024年12月30日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド	9百万オーストラリアドル（約9億円） オーストラリアドルの邦貨換算レートは、1オーストラリアドル＝98.50円（2024年12月30日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	400百万香港ドル（約82億円） 香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル＝20.38円（2024年12月30日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	

^{*} 出資者に帰属するパートナー資本を記載しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 投資顧問会社の業務

投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用の指図に関する委託契約に基づき、信託財産の運用の指図（国内余剰金の運用の指図を除きます。）を行います。

3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアは委託会社の全株を保有し、同社およびアライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社です。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙または表紙裏に以下の内容を記載することがあります。

ロゴ・マークや写真、イラスト、キャッチコピー、図案等

金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨

金融商品取引業者登録番号等の委託会社情報

委託会社のホームページのアドレス等

請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

目論見書の使用開始日

有価証券届出書の届出の効力に関する事項

ファンドの基本的性格等

当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続きを行う旨

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から提供等が行われる旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

(2) 請求目論見書表紙に以下の内容を記載することがあります。

投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨

登録金融機関で投資信託を購入した場合は、投資者保護基金の支払いの対象にならない旨

投資信託は金融商品等に投資するため、投資元本は保証されない旨

投資信託の収益や投資利回り等は未確定であり、ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は全て受益者に帰属する旨

(3) 目論見書の別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。また、ファンドの名称について略称を追加記載することがあります。

(4) 目論見書に、届出書の記載内容を説明する図表等を記載することがあります。

(5) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

(6) 請求目論見書に信託約款を掲載することがあります。

(7) 交付目論見書に記載する運用実績は、適宜更新することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年3月14日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

久保直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月21日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020の2024年1月19日から2025年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020の2025年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月21日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030の2024年1月19日から2025年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030の2025年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月21日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040の2024年1月19日から2025年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040の2025年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月21日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050の2024年1月19日から2025年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050の2025年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月12日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

久保直毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間財務諸表に対する意見を表明するために、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する中間監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月25日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020の2025年1月21日から2025年7月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020の2025年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年1月21日から2025年7月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月25日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030の2025年1月21日から2025年7月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030の2025年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年1月21日から2025年7月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月25日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040の2025年1月21日から2025年7月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040の2025年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年1月21日から2025年7月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月25日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050の2025年1月21日から2025年7月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050の2025年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年1月21日から2025年7月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。